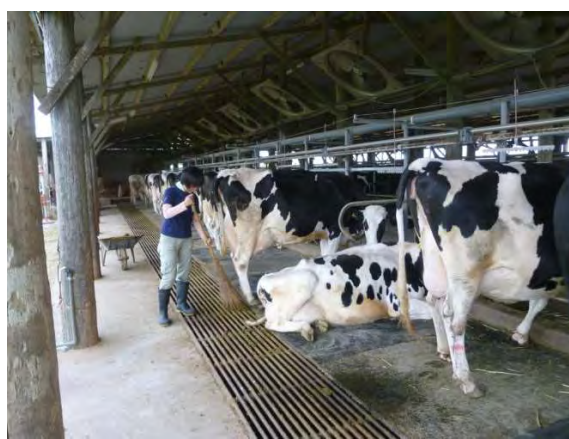




日本中央競馬会
特別振興資金助成事業

酪農ヘルパー利用組合新規取組マニュアル ～新たな職域に取り組むために～

(平成 27 年度酪農経営支援組織活動拡大推進事業)



平成 28 年 3 月

一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会

目 次

はじめに	1
第1章 利用組合における新たな取組について	
1-1 利用日数及び利用組合数	2
1-2 搾乳や給餌以外の作業に既に組み入れている利用組合	2
1-3 新たに要望されている作業内容とそれを実現するための課題	3
1-4 酪農家が求める作業内容（アンケート結果より）	4
第2章 事業拡充業務及び必要な資格	7
2-1 酪農の機械作業（特殊自動車・車両系建設機械）	7
2-2 家畜の人工授精（家畜人工授精師）	9
2-3 牛の削蹄（認定牛削蹄師）	9
2-4 経営分析、改善指導（中小企業診断士）他	10
第3章 新たな取組をする場合に期待される効果等	13
第4章 新たな取組の構築	
4-1 酪農ヘルパー組織とコントラクター会社との連携の事例 北海道「陸別町酪農ヘルパー有限事業組合」 「陸別町コントラクター株式会社」	15
4-2-1 農協事業として酪農ヘルパー事業とコントラクター事業の取組事例 茨城県「美野里酪農業協同組合」	25
4-2-2 茨城県における酪農ヘルパー調査事例の総括と課題 ひので酪農、美野里酪農の事例をもとに	31
4-3-1 生乳検査事業を導入した酪農ヘルパー組織の取組事例 北海道「有限会社ファム・エイ」	36
4-3-2 新たな取組を始める場合にあたり	44
4-4-1 コントラクター事業を行っている酪農ヘルパー組織の取組事例 北海道「有限会社標茶営農サポートセンター」	46
4-4-2 畜産支援組織の活動事例報告 北海道「株式会社とうほろ Dairy Center」	55
第5章 総括検討 ー酪農ヘルパー事業の職域拡大と今後の展開方向ー	
5-1 酪農ヘルパー事業と関連支援組織の連携について	60
5-2 酪農ヘルパー利用組合の今後の在り方について	63

事業推進委員会名簿

は　じ　め　に

酪農家の高齢化や後継者不足等による離農が進展する中、1日も欠かすことのできない搾乳や飼養管理の代行を行なう酪農ヘルパーは、特に家族経営の継続にとって不可欠となっており、地域酪農の生産基盤を支える重要なものとなっています。

また、酪農ヘルパーは、農家毎に異なる飼養管理方法や施設・機械に対応しつつ、飼養管理技能を研鑽することができるため、酪農後継者や新規就農者を育てる重要な役割を担っています。

酪農家一戸当りのヘルパー利用日数は、全国平均で年間 21.7 日（27 年 8 月調査）と年々増加していますが、一方では、酪農ヘルパーの要員数が減少傾向にあります。

このような情勢の中、酪農経営の支援組織である酪農ヘルパー利用組合は、酪農ヘルパーの確保、定着、資質の向上などの役割を果たしつつ、自らの経営基盤を維持・強化することが求められています。

このため、通常の作業である搾乳や飼養管理の質の向上を図るとともに、酪農家の様々なニーズに応えるために、酪農ヘルパーが提供するサービスの多様化を効率的に進めて、利用組合の経営基盤強化を図ることが、直面する課題となっています。

26～27 年度において、生乳検査業務やコントラクター作業等の搾乳や給餌以外の作業・実態等を調査し、酪農ヘルパー利用組合等が新たな業務に取り組むためのマニュアルを策定しました。

また、既にあらたな職域拡大にとりくんでいる利用組合の事例報告も、別冊「搾乳や給餌以外の業務に取り組んでいる酪農ヘルパー利用組合事例報告」として作成しました。

本マニュアルを活用して、新たな酪農ヘルパーサービスの提供により、収益性を向上させ、利用組合の経営基盤の強化により、酪農ヘルパー制度のさらなる充実の一助となれば幸甚であります。

平成 28 年 3 月

一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会

第1章 利用組合における新たな取組について

1-1 利用日数と利用組合数

(1) 酪農家一戸当りの利用日数は増加を続け、平成24年度以降、年間20日を上回り推移している。一方、総利用日数は酪農家戸数の減少によりやや減少している。

表1 ヘルパー利用戸数と利用日数の推移 (単位: 戸、日) (%は前年比)

	平成21年度		平成22年度		平成23年度	
ヘルパー利用戸数	13,353	96.6%	13,036	97.6%	12,534	96.1%
総利用日数	243,300	100.5%	241,664	99.3%	247,041	102.2%
一戸当りの利用日数	18.22	103.9%	18.54	101.8%	19.71	106.3%

	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
ヘルパー利用戸数	12,092	96.5%	11,618	96.1%	11,117	95.7%
総利用日数	243,955	98.8%	241,970	99.2%	241,730	99.9%
一戸当りの利用日数	20.17	102.3%	20.83	103.3%	21.74	104.4%

出典:平成27年度酪農ヘルパー利用組合実態調査

(2) 酪農ヘルパー利用組合数は、組織合併等により微減傾向にある。

表2 利用組合数の推移 (%は前年比) (単位: 組合)

	平成22年		平成23年		平成24年	
全国	333	98.2%	327	98.2%	324	99.1%
北海道	96	97.0%	93	96.9%	90	96.8%
都府県	237	98.8%	234	98.7%	234	100.0%

	平成25年		平成26年		平成27年	
全国	323	99.7%	318	98.5%	313	98.4%
北海道	90	100.0%	90	100.0%	90	100.0%
都府県	233	99.6%	228	97.9%	223	97.8%

出典:平成27年度酪農ヘルパー利用組合実態調査

1-2 搾乳や給餌以外の作業に既に取り組んでいる利用組合

搾乳や給餌以外の業務に既に取り組んでいる利用組合は、平成27年8月調査によると、全国104組合/313組合(北海道43組合/90組合、都府県61組合/223組合)が取り組んでいる。

実際に取り組んでいる作業内容は、表3の通りで、①酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理が最も多く、②肉用牛ヘルパー、③牛群検定立会、の順である。

①②は通常作業と類似しているため、取組やすいと思われる。③は同じ作業時間のため、通常作業の出役のないときの立会となっている。

表 3 搾乳・飼養管理以外の作業及び実施組合数

作業内容	実施組合数
牛群検定立会	24 組合(北海道: 11 組合、都府県: 13 組合)
酪農家の機械を利用した飼料生産の補助	19 組合(北海道: 7 組合、都府県: 12 組合)
コントラクター事業	1 組合(北海道: 1 組合、都府県: 0 組合)
肉用牛ヘルパー	37 組合(北海道: 17 組合、都府県: 20 組合)
酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理	49 組合(北海道: 16 組合、都府県: 33 組合)
堆肥の切り返し作業	10 組合(北海道: 3 組合、都府県: 7 組合)
除角作業	7 組合(北海道: 0 組合、都府県: 7 組合)
その他作業 ※	12 組合(北海道: 3 組合、都府県: 9 組合)

出典:平成27年度酪農ヘルパー利用組合実態調査

※ その他作業としては、削蹄作業、生乳検査業務の受託、牛舎消毒作業、牧草の運搬作業、堆肥運搬作業等。

1-3 新たに要望されている作業内容とそれを実現するための課題

酪農家から搾乳や飼養管理以外で、要望されている作業及びその作業を実現するための課題について、29 利用組合から以下の報告があった。(平成 27 年度酪農ヘルパー利用組合実態調査より)

表 4 要望された新たな作業内容とそれを実現するための課題

作業内容 (要望)	実現するための課題	組合数※
農家の機械を利用した粗飼料生産 (収獲補助・鎮圧・運搬等)	大型特殊免許の取得	18 組合
	トラック使用のため大型免許の取得	
	ローダー使用のため車両系建設免許の取得	
	作業機械への習熟	
	日中作業のため、勤務体制の見直し	
	労働時間調整・休日確保のための人員確保	
	料金設定・保険の整備	
	ヘルパー以外の専門要員の確保と採算性	
農家の機械を利用した除糞作業 (除糞・運搬・散布)	大型特殊免許の取得	8 組合
	労働時間調整	
	料金設定・保険の整備	
	作業機械への習熟	
大型機械を使った給餌	大型特殊免許の取得	7 組合
	フォークリフト運転の免許の取得	
	ミキサーけん引のためのけん引免許の取得	
人工授精	家畜人工授精師資格の取得	1 組合
削蹄補助	削蹄師資格の取得	1 組合
和牛農家の飼養管理	受委託契約と料金体系の整備	1 組合
	和牛の補助事業や組織間連携	
簡単な牛舎改造及び機械整備	大工・溶接作業、農業機械への習熟	1 組合

※ 複数回答を含む

1-4 酪農家が求める搾乳や飼養管理以外の作業について

1-3 で利用組合が酪農家から要望されている作業を記載したが、酪農家からアンケートにより直接意見を求めてみた。その結果を報告する。

依頼農家：都府県の酪農ヘルパー利用組合参加酪農家 556 戸に依頼。

回収戸数：511 戸（回収率 約 92%）

調査内容：表 5 アンケート用紙（6 頁）のとおり

（1）アンケート集計結果について

① 経営者年齢

区分	戸数	割合	平均年齢
50才未満	129	25%	42.5
50才以上	380	74%	61.7
未回答	2	0%	-

② 家族以外の従業員がいる農家数

区分	戸数	割合
従業員有	93	18%
従業員無	341	67%
未回答	77	15%

① 記入いただいた経営者の年齢は、23 歳から 83 歳までの 511 名で、その平均 56.8 歳であった。

② 家族以外の従業員を雇用している農家は全体の 18%である。また、未回答であった農家の飼養頭数の大半が 40 頭以下であった。

③ 経産牛飼養頭数

区分	戸数	割合	平均経産牛頭数
100頭～	22	4%	
80～99頭	23	5%	
50～79頭	95	19%	
30～49頭	187	37%	
20～29頭	118	23%	
20頭未満	65	13%	
未回答	1	0%	42頭

④ 乳牛と肉牛を飼育している酪農家

区分	戸数	割合
繁殖和牛	61	12%
肥育牛	22	4%
肥育素牛	34	7%
合計	83	16%

重複飼育のため、合計と一致しない割合は調査戸数511戸に対する割合

③ 回答あった酪農家 1 戸当たり経産牛飼養頭数は 2～190 頭であり、その平均は 42 頭であった。

④ 乳用牛だけでなく、肉用牛（繁殖用和牛、肥育牛、肥育用素牛）も飼養している酪農家は 83 戸（16%）あった。これらの農家で、酪農ヘルパーを利用するとき、通常作業以外の作業として「酪農家が飼養する肉用牛の飼養管理」を依頼している。（育成牛や乾乳牛扱いとなっているケースもある。）

⑤ 牛群検定実施農家

区分	戸数	割合
検定実施	273	53%
なし	236	46%

- ⑤ 都府県における牛群検定普及率は家畜改良事業団の27年8月のデータでは38.2%（10,600戸に対し4,049戸の加入）となっている。今回の回答いただいた農家では53%が参加し、検定に関心が高いことが伺える。

⑥ 搾乳や飼養管理以外の要望戸数 ⑦ 要望の内訳

区分	戸数	割合
要望有り	151	30%
なし	327	64%
未回答	33	6%

区分	戸数	割合
飼料生産補助	102	68%
牛群検定立会	15	10%
堆肥処理補助	51	34%
肉牛ヘルパー	7	5%
その他要望	17	11%

※1戸で複数要望あり

※割合は要望あった151戸の%

- ⑥ 搾乳や飼養管理以外の作業を要望している酪農家は30%であった。
 ⑦ 要望された151戸（30%）の作業は、飼料生産、堆肥処理の順に多かった。
 また、その他の要望としては、
 昼（日中）の給餌、牛の移動（牛の配置変え）、飼料搬入等のフォークリフト作業、稲わら上げ、ヘルパー利用時の分娩管理、牛糞の搬出、通路の除糞などもあった。

（2）要望する主な理由

人手不足、高齢化、労働力の限界、収穫時や牧草運搬時のオペレーターや運転手希望、農繁期の労力応援、従業員の日確保等であった。

このような中、

「通常のヘルパー作業に余裕あるときに応援をお願いしたい」

「要望したいが、飼料生産は酪農家の仕事である。ヘルパーに負担がかかり過ぎては良くない」

「時間的に疑問である」と酪農ヘルパーへの労働負担を懸念する声もあった。

表5 アンケート用紙

(酪農経営支援組織活動拡大推進事業)

記入年月日: 年 月 日

搾乳や給餌以外の新たな業務に係る酪農家の意向調査表

1 所属する酪農ヘルパー利用組合名 _____

2 住所 都道府県名 _____ 市町村名 _____

3 就労者年齢 経営主 _____才 妻(夫) _____才
子(男・女) _____才 子(男・女) _____才
() _____才 () _____才
従業員の有無 有 () 名) ・ 無

4 経営主が就労した年 昭和・平成 _____年

5 ヘルパー利用開始年 昭和・平成 _____年から利用開始

6 平成26年度(4-3月) ヘルパー利用日数 _____日/年(うち、傷病利用日数 _____日/年)

7 経営概況
(1) 飼養頭数 乳用種搾乳牛 _____頭 肉用繁殖牛 _____頭
(月 日現在) 乳用種乾乳牛 _____頭 肉用肥育牛 _____頭
乳用種育成牛 _____頭 肉用素牛 _____頭
(2) 年間総出荷乳量(1頭当たりの乳量) 年間 _____t(_____kg/頭)
(3) 搾乳形態 パイプライン方式・パーラー方式・その他()
(4) 飼料畑作付面積 牧草地 _____ha トウモロコシ _____ha
() _____ha () _____ha
(5) 所有農業機械等 トラクター _____台 テッダー _____台
レーキ _____台 モアコン _____台
ロールベアラー _____台 ホイルローダー _____台
移動式ミキサー _____台 () _____台
(6) 牛群検定実施の有無 有 ・ 無
(7) 堆肥処理方法 有 ・ 無

8 搾乳や給餌以外の作業で、ヘルパーに要望する作業がありますか? 有 ・ 無
有の場合、該当箇所には○を記入し、その理由も記入願います

① ☐ 飼料生産の補助 (理由)

② ☐ 牛群検定立会

③ ☐ 堆肥処理の補助

④ ☐ 肉用牛ヘルパー

⑤ ☐ ()

⑥ ☐ ()

※調査に御協力いただきありがとうございました。なお、ご記入いただいた情報については、本調査以外には使用致しません。

(一社)酪農ヘルパー全国協会

第2章 事業拡充業務及び必要な資格

第1章等から、搾乳や給餌以外の業務に取り組む作業内容及び必要な資格として、次のものが考えられる。

表5 新たな作業と必要な資格

新たな作業内容	求められる資格
酪農の機械作業	特殊自動車免許 車両系建設機械運転技能講習修了
家畜への人工授精	家畜人工授精師（牛）
牛の削蹄	認定牛削蹄師
経営分析・改善指導	中小企業診断士
経営分析・税務相談	税理士
労務管理	社会保険労務士
環境分析	環境計量士

2-1 酪農の機械作業

2-1-1 作業内容

トラクターやホイールローダー等を使用して、酪農家が栽培する飼料生産や家畜排せつ物の堆肥化等の作業。

2-1-2 必要な資格

【特殊自動車免許】

特殊自動車に乗り、公道を走るために必要な免許。

【車両系建設機械運転技能講習修了】

整地、運搬、積込み用機械等の運転・操作に必要な資格。

(1) 受験資格（車両系建設機械は講習）

特殊自動車及び車両系建設機械ともに18歳以上。

(2) 試験内容等

【特殊自動車免許】

試験科目

技能試験：指定自動車教習所における技能技術検定、若しくは運転免許試験場での直接受検。

学科試験：交通の方法に関する教則（普通免許取得者等は除外）

適正試験：視力検査（片眼 0.5 以上、両眼 0.7 以上）

【車両系建設機械運転技能講習】

都道府県労働局長登録教習機関において、技能講習を実施。

(3) 試験時期

特殊自動車免許及び車両系建設機械運転技能講習ともに随時実施。

問い合わせ先：

【特殊自動車免許】：都道府県警察

【車両系建設機械運転技能講習】：建設業労働災害防止協会

<http://www.kensaibou.or.jp>

(4) 養成機関

【特殊自動車免許】：技能技術検定は、指定自動車教習所

【車両系建設機械運転技能講習】：都道府県労働局長登録教習機関

(5) 受験料

【特殊自動車免許】：4,600 ～ 100,000 円程度

【車両系建設機械運転技能講習】：42,000 ～ 97,000 円程度

(6) 各都道府県における農業大学校等の取組

農業大学校等で取り組んでいる特殊自動車免許は、主に農業機械のみを運転する「農耕車限定免許」である。

① 研修場所

各々の農業大学校により学校構内や農場など研修場所が異なるため、大学校ホームページで案内するほか、地元道県市町村や地元農協が受付窓口となっている場合がある。

② 受験資格

大学校により異なるが、一般には、県内在住者（農業従事者や認定農業者等に限定されている場合もある）であるが、在学生のみに限定している大学校も数多くあり、各大学校のホームページや問合せ部署に確認が必要である。

③ 養成内容及び試験時期

研修時期や試験時期も大学校により異なる。実施している大学校によると1週間程度（けん引含む場合）の研修の後、当該研修場所または免許試験場等で受験している。

④ 受験料

大学校や宿泊施設の有無により異なるが、民間の自動車学校（6時間講習・10万円程度）と比較して、3万円程度と安価である。

※大型特殊免許（けん引含む）取得に係るアンケート調査につきまして、各都道府県農業大学校、県及び関係団体各位にご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。

（ご協力先/順不同）

北海道立農業大学校、青森県営農大学校、岩手県立農業大学校、宮城県農業大学校、山形県立農業大学校、福島県立農業短期大学校、茨城県立農業大学校、栃木県農業大学校、群馬県立農林大学校、埼玉県農林部農業支援課、千葉県立農業大学校、かながわ農業アカデミー、山梨県専門学校農業大学校、静岡県立農林大学校、新潟県農業大学校、（公社）農業機械研修センター、石川県農林水産部生産流通課、（公社）ふくい農林水産支援センター、長野県農業大学校、岐阜県農業大学校、愛知県立農業大学校、三重県農業大学校、滋賀県立農業大学校、京都府立農業大学校、大阪府環境農林水産総合研究所農業大学校、兵庫県立農業大学校、奈良県農業大学校、和歌山県農業大学校、鳥取県立農業大学校、島根県立農林大学校、岡山県農林水産総合センター農業大学校、広島県立農業技術大学校、山口県立農業大学校、徳島県農林水産総合技術支援センター農業大学校、香川県立農業大学校、愛媛県立農業大学校、高知県立農業大学校、福岡県農林水産部経営技術支援課、佐賀県農業大学校、長崎県立農業大学校、熊本県立農業大学校、大分県立農業大学校、宮崎県立農業大学校、鹿児島県立農業大学校、沖縄県立農業大学校

2-2 家畜の人工授精

2-2-1 作業内容

家畜（牛・馬・豚・羊・山羊等）の雄から遺伝的に優秀な精子を人為的に採取し、これを家畜の雌の子宮に入れて優秀な子どもを多数出産させる作業。

2-2-2 必要な資格：家畜人工授精師

（1）受験資格

年齢、学歴等の制限はなし。

（2）試験内容等（講習会後に修了試験）

講習内容：学科（一般科目及び専門科目）、実習。

（例）

学科： 一般科目：畜産概論：4時間、家畜の栄養：3時間、
家畜の飼養管理：3時間、家畜の育種：7時間、
関係法規：3時間

専門科目：生殖器解剖：5時間、繁殖生理：13時間、
精子生理：7時間、種付けの理論：4時間、
人工授精：17時間

実習： 家畜の飼養管理：4時間、家畜の審査：7時間、
生殖器解剖：4時間、発情鑑定：6時間、
精液精子検査法：8時間、人工授精：45時間

（3）試験時期

各都道府県により家畜人工授精師養成講習会の実施時期が異なる。

問い合わせ先：最寄りの家畜保健衛生所

（4）養成機関

各都道府県により家畜人工授精師養成講習会が開催。

（5）受験料：18,000 ～ 55,000 円

2-3 牛の削蹄

2-3-1 作業内容

酪農経営等の生産性の向上や蹄が原因となる疾病の予防等のために、牛の蹄を切ってその形を整える作業。

2-3-2 必要な資格

公益社団法人日本装削蹄協会が認定する認定牛削蹄師で、指導級認定牛削蹄、師、1級認定牛削蹄師、2級認定牛削蹄師がある。

（1）受験資格：18歳以上

（2）試験内容等

- ・ 2級認定牛削蹄師：学科（削蹄基礎知識）：3時間
実技（基本削蹄）：3時間
- ・ 1級認定牛削蹄師：学科（牛及び牛削蹄に関する一般教養等）：7時間
実技（基本・応用削蹄）：7時間
- ・ 指導級認定牛削蹄師：学科（牛削蹄技術に関する専門科目等）：10時間
実技（応用削蹄等）：3時間

(3) 試験時期

- ・ 2 級認定牛削蹄師 : 6 月～1 月 (全国 6～7 箇所)
- ・ 1 級認定牛削蹄師 : 1 月 (1 箇所)
- ・ 指導級認定牛削蹄師 : 2 月 (1 箇所)

問い合わせ先: 公益社団法人日本装蹄協会

<http://sosakutei.jrao.ne.jp/>

(4) 養成機関

- ・ 公益社団法人日本装蹄協会

(5) 受験料

- ・ 2 級認定牛削蹄師 : 28,080 円
- ・ 1 級認定牛削蹄師 : 25,710 円 (構成員) ～38,570 円 (非構成員)
- ・ 指導級認定牛削蹄師 : 25,710 円 (構成員) ～38,570 円 (非構成員)

2-4 経営分析、改善指導

2-4-1 作業内容

中小企業に対し経営の診断及び経営に関する助言を実施。

2-4-2 必要な資格: 中小企業診断士

(1) 受験資格

年齢、学歴等の制限はなし。

(2) 試験内容等

・ 1 次試験

①経済学・経済政策、②財務・会計、③企業経営理論、④運営管理（オペレーション・マネジメント）、⑤経営法務、⑥経営情報システム、⑦中小企業経営・中小企業政策

・ 2 次試験及び実務補習又は実務従事

筆記: 中小企業の診断及び助言に関する実務の事例 I～IV。

口述: 中小企業の診断及び助言に関する能力。

実務補習: 登録実務補習機関等によるもので、指導員の指導のもと、実際に企業等に対する経営診断・助言を実施。

実務従事: 所属する企業が中小企業であり、所属企業の財務診断・改善のための提案活動等。

・ 登録養成課程

2 次試験等の代わりに、中小企業基盤整備機構又は登録養成機関によるもの。

(3) 試験時期

- ・ 1 次試験 : 例年 8 月頃に全国 8 地区で実施。
- ・ 2 次試験 : 筆記試験が 10 月頃に行われ、筆記試験合格者を対象に、口述試験が 12 月頃に実施。

問い合わせ先: 中小企業診断協会 <http://www.j-seca.jp/>

(4) 養成機関

1 次試験合格後、養成課程を実施する中小企業基盤整備機構又は登録養成機関。

(5) 受験料

1 次試験：13,000 円

2 次試験：17,200 円

2-5 経営分析、税務相談

2-5-1 作業内容

依頼者からの税務代理として、確定申告、青色申告の承認申請、税務調査の立ち合い、税務署の更生・決定に不服がある場合の申し立て等を行います。また、税務書類の作成、その他税務署に提出する書類を作成し、さらに税務相談を実施。その他、会計業務、税務訴訟の補佐人、会計参与租税教育等を実施。

2-5-2 必要な資格：税理士

(1) 受験資格

大学又は短大を卒業した者で、法律学又は経済学を主たる履修科目とする学部や学校を卒業した者等。

(2) 試験内容等

科目合格制をとっており、一度に5科目を受験する必要はなく、1科目ずつ受験してもよい。

①簿記論、②財務諸表論、③所得税法若しくは法人税法、④⑤（相続税法、消費税法又は酒税法、国税徴収法、住民税又は事業税、固定資産税のうち2科目選択）

(3) 試験時期

例年8月の第1週～3週の頃に年1回、全国主要都市で実施。

問い合わせ先：国税庁

<http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/>

(4) 受験料：3,500 円（1科目）～7,500 円（5科目）

2-6 労務管理

2-6-1 作業内容

労働関連法令や社会保障法令に基づく書類などの作成代行を行い、また、企業を経営していく上での労務管理や、社会保険に関する相談指導等を実施。

2-6-2 必要な資格：社会保険労務士

(1) 受験資格

大学において学士の学位を得るのに必要な一般教養科目の修了者又は短期大学若しくは高等専門学校を卒業した者。または、短期大学以外の大学において62単位以上を修得した者等。

(2) 試験内容等

①労働基準法及び労働安全衛生法、②労働者災害補償保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む）、③雇用保険法（労働保険の保険料の徴収等に関する法律を含む）、④労務管理その他の労働に関する一般常識、⑤社会保険に関する一般常識、⑥健康保険法、⑦厚生年金保険法、⑧国民年金法、の8科目。

この①～⑧の科目毎に、5肢択一式で10問ずつ、選択式で5問ずつ出題。
(ただし、⑤は選択式のみ。)

(3) 試験時期

毎年1回、8月の第4日曜日に実施。

問い合わせ先：社会保険労務士試験オフィシャルサイト

<http://www.sharosi-siken.or.jp/>

2-7 環境分析

2-7-1 作業内容

大気、水質、土壌等に含まれる有害物質の濃度や、環境中の騒音、振動の計測結果を証明。

2-7-2 必要な資格：環境計量士

(1) 受験資格

年齢、学歴等の制限はなし。

なお、試験に合格して環境計量士の業務を行うためには、環境に係る実務に1年以上従事し又は計量研修センター(独立行政法人：産業技術総合研究所)が行う環境計量教習を修了すること等が必要。

(2) 試験内容等

・環境計量士(濃度関係)

①環境計量に関する基礎知識、②化学分析概論及び濃度の測定、

③計量関係法規、④計量管理概論

・環境計量士(騒音・振動)

①環境計量に関する基礎知識、

②音響・振動概論並びに温圧レベル及び振動加速度レベルの計量、

③計量関係法規、④計量管理概論

(3) 試験時期

毎年1回、3月の第1日曜日に実施。

問い合わせ先：経済産業省

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/20_keiryoushi.html

(4) 受験料

・環境計量士(濃度関係)：8,500円

・環境計量士(騒音・振動)：8,500円

※ 各資格試験については、現時点の内容等であることから、今後変更される可能性があることに留意する。

第3章 新たな取組をする場合の期待される効果等

3-1 新たな取組をする場合の利点

(1) 酪農家にとっての利点

- ① 酪農家の高齢化、後継者の確保が難しくなっており、人手不足などが進行する中、酪農ヘルパーによって広い範囲の作業も1回の出役で可能なことから、作業の簡素化や経費の削減等利便性は高まるとともに、労働軽減につながる。
- ② 従業員を常時雇用するより、低コストで済むこと。あるいは、常時雇用するほどの作業ニーズがない時に、部分的な作業委託ができる。
- ③ 普段からつきあいがあることで、作業内容等の要求を伝えやすい。

(2) ヘルパー要員にとっての利点

- ① 様々な作業を経験することで、キャリアアップにつながる。特に、新規就農を目指すヘルパーにとっては、酪農家の様々な作業をこなすこと、関係する実践的な資格が得られることで就農への備えとなる。
- ② 就業日数及び作業種類の増加によって、給与の増加が望める。

(3) 利用組合にとっての利点

- ① ヘルパーの就業時間・日数(酪農家の利用日数や稼働率の向上)、作業種類の増加による収益の向上が図られる。
- ② 幅広い作業の職種に対応することによって、利用農家の拡大につながる。

(4) 他の支援組織にとっての利点

- ① コントラクターなどは、オペレーターをヘルパー組合に依頼することができる。安定的に業務を遂行することができる。
- ② 季節的、臨時的な作業員の確保に対応してもらえる。
- ③ 総合的な畜産支援組織設立への可能性が高まる。

3-2 新たな取組をする場合の問題点、課題

(1) 酪農家にとっての問題点、課題

- ① 搾乳作業等以外の広範囲な作業を依頼することから、ヘルパー個々の習熟度が一定基準を満たさず酪農家が望む作業効果が達成できない恐れがある。
- ② 利用料金が増える。

(2) ヘルパー要員にとっての問題点、課題

- ① 様々な作業に習熟することに多くの時間と労力が必要。
- ② 朝晩の搾乳作業の他に、日中に飼料作等を行う場合は、労働過重になる恐れがある。
- ③ 搾乳等従来からの作業に専念できない不安感が生じる恐れがある。

(3) 利用組合にとっての問題点、課題

- ① 幅広い職種に対応するための訓練や資格取得、人事管理に時間と費用がか

かる。

- ② 既存の組織や会社と競合関係になる場合は、軋轢を生む可能性がある。
- ③ 料金の設定方法等が困難。
- ④ 労働時間の拡大が予想され、要員の確保が更に困難になる恐れがある。
- ⑤ 新たな業務が、傷害保険の対象外となる場合も懸念される。

(4) 他の支援組織にとっての問題点、課題

- ① 作業に習熟した人員が確保できなければ、全体としての作業効率が落ちる。

提言

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員

(日本大学生物資源科学部 小林信一)

第4章 新たな取組みの構築

第3章では、酪農ヘルパー利用組合の実態、通常作業以外の取組の実態及びその取組に対する酪農家、ヘルパー要員、利用組合等それぞれの立場から利点と課題について述べてきた。

本章では、具体的な取組として、陸別町酪農ヘルパー有限事業組合と陸別町農協の出資の陸別町コントラクター（株）との連携、美野里酪農業協同組合の酪農ヘルパー事業とコントラクター事業の取組、酪農ヘルパー組織である（有）ファム・エイがJAと協力して取り組んだ生乳検査業務への取組、同じく酪農ヘルパー組織である（有）標茶営農サポートセンターがコントラクター事業を取り入れた事例を紹介する。（有）標茶営農サポートセンターについては、設立の経緯を含めて報告するとともに、現在の課題、今後の取組目標についても記述した。

4-1 酪農ヘルパー組織とコントラクター株式会社の連携事例

調査利用組合名	陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合
調査実施月日	平成27年8月4日
住 所	北海道足寄郡陸別町字陸別東2条1丁目1番地
代表者氏名	代表組合員 高橋優二
設立年月日	平成19年4月1日
設立時の資本金	660万円
組織形態	有限責任事業組合
業務方法	業務の一部を陸別町農業協同組合に委託
調査訪問会社名	陸別町コントラクター株式会社
調査実施月日	平成27年8月4日
住 所	北海道足寄郡陸別町字陸別東2条1丁目1番地
代表者氏名	代表取締役 西岡 悦夫（陸別町農業協同組合組合長）
設立年月日	平成17年3月25日
設立時の資本金	1,150万円

1. 陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合

（1）設立の経緯

1）設立前史と経緯

平成6年に陸別町農業協同組合の下部組織としてヘルパー利用組合を設立し、ヘルパー事業を開始した。

その後、消費税への対応等「税務対策」の必要性から、現在の有限責任事業組合への衣替えを図ることになり、参加農家66戸が各10万円を拠出し、資本金660万円として平成19年4月1日に設立した。

2）設立の目的

酪農家の休日確保及び酪農家が病気・怪我などの理由により就業が不能となった場合、家畜の飼養管理を代行することにより、酪農の生産性の維持・向上を目指すこと

を目的として設立した。

（２）現在の取組状況

１）利用農家と利用申込

現在の参加農家は 55 戸である。この 8 年間で 11 戸の減少は、基本的には町内酪農家戸数の減少を示すが、この間 1, 2 戸の酪農家は規模拡大を図ると同時に法人化を進め、従業員 7～8 名の大規模雇用型経営に転換した経営もある。

利用方法は、組合員が事務局に電話等で利用希望日の申込を行い、事務局がヘルパー要員の出役が可能かどうかの確認をした上で申込を受け付ける。

利用希望者にはなるべく早い段階での申込みを要請しており、少なくとも利用希望日の 1 ヶ月前までの申込みを原則としている。

3 年前まではヘルパー利用の安定化のため、参加農家への利用割り当ても実施していたが、現在は行っていない。現状は利用申込みがあっても一部出役を断っている状況である。

出役形態は「夕・朝」を基本とし、「夕のみ」「朝のみ」の半日利用の場合は、1 日利用の 75% の料金としている。

２）料金体系

表－１にみるように 1 人体制と 2 人体制に区分した料金体系を取っている。表－２では搾乳牛 30 頭規模と 50 頭規模の標準的利用料金を示した。両タイプとも平成 26 年度に較べて平成 27 年度は料金が上がっている。平成 27 年度から搾乳牛 1 頭あたりの料金を、1 人体制では 150 円から 180 円へ、2 人体制では 200 円から 260 円へと改訂した結果である。

年間の利用実績は表－３のように平成 24 年度、25 年度ともに約 2,800 万円台であるが、26 年度はヘルパー要員にケガが生じたため 1 人体制分が 100 万円強減少し、2,700 万円台となった。

表－１ 利用料金表(陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合)

	1 人体制	2 人体制
基本料金	10,000 円	20,000 円
搾乳牛	180 円	260 円
乾乳・育成牛	50 円	80 円
時間外	1,600 円	3,200 円

表－２ 標準的な料金

	標準的 出役人数	平成 26 年度	平成 27 年度
搾乳牛 30 頭、乾乳牛 5 頭、 育成牛 10 頭の場合	2 人	27,200 円	29,000 円
搾乳牛 50 頭、乾乳牛 8 頭、 育成牛 16 頭の場合	2 人	31,920 円	34,920 円

表-3 利用実績（陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合）

年度	1人体制	2人体制	合計
平成 24 年度	18,519,170 円	10,362,850 円	28,882,020 円
平成 25 年度	17,511,555 円	10,907,556 円	28,419,111 円
平成 26 年度	16,278,078 円	10,852,860 円	27,130,938 円

3) ヘルパー職員

ヘルパー職員は専任ヘルパー 7 名、臨時ヘルパー 6 名である。専任ヘルパーは 20 歳代が 5 人、40、50 歳代が 2 人である。勤務年数の長い職員の一人は、ヘルパー利用組合の設立時から勤務しており、勤続年数 20 年を数える。専任ヘルパーのおよそ半数は町内出身者であり、残りの半数も道内出身者である。専任ヘルパーの給与は平均で月額手取り約 16.5 万円、それにボーナスが 4.5 ヶ月支給される。1 人当りの総支給額は 300 万円強である。

臨時ヘルパー 6 名のうち、3 名は酪農家の後継者、2 名は農協職員、1 名は農協子会社の陸別町コントラクター株式会社の職員がコントラクター事業との兼任で登録している。

酪農家との出役日程の調整は、ヘルパー職員の係長と主任がシフト表を作成し、酪農家との連絡調整にあたる。1 人出役、2 人出役の組み合わせもシフト表作成時に係長と主任が連携して決定する。このシフト作成に当たっては、ヘルパー職員があらかじめ設定した休日と重複しないように心がけている。なお、ヘルパー職員の勤務形態は「4 週 6 休」を基本とし、正月休暇は 5 日を設定している。

4) 事業収支

平成 25 年度の事業収支は以下のようになっている。

【収入の部】

- ① 会費・賦課金等 2,836 万円
- ② 補助金 1,438 万円
- ③ 合計 4,274 万円

※主な補助金収入の内訳 国の円滑化対策事業等 570 万円、町 700 万円、農協 150 万円

【支出の部】

- ① 賃金 663 万円（ヘルパーを除く臨時雇用賃金）
- ② 人件費 3,054 万円（専任・臨時ヘルパー給与等）
（小計）（3,717 万円）
- ③ 諸経費 549 万円（会議費、通信運搬費、研修費、車輛リース料金等）
- ④ 合計 4,265 万円

【当期収支残高】 約 9 万円

平成 26 年度の資料は持ち合わせていないが、赤字額が 57 万円生じたという。この赤字額を補てんするために、酪農家の利用料金割合に応じて負担金を徴収した。国の円滑化対策事業が終了したことなどが、事業収支をより一層厳しいものとしている。

(3) 現在の課題と今後の取り組み目標

1) 人材確保の困難性

現在の最大の課題は、ヘルパー要員の確保の問題である。先にも記したように、酪農家からのヘルパー派遣要請を一部断る状況にある。傷病時利用も少しずつ増える傾向にあり、酪農家からの必要度は高まっている。

現状はヘルパー人材の募集をしても人が来ない。今いる人材に止められるとたちどころに支障が生ずる。景気動向等もあるが、現地では陸別町の立地的要素もその要因としてとらえている。十勝管内ではあるが、帯広からはかなり離れていることや、空港も十勝帯広空港よりも、女満別空港のほうが近いなど、ヘルパーになることを検討するときの不利性があるという。

2) 酪農継続への貢献

そうした問題を抱えてはいるが、ヘルパー事業は町の基幹産業である酪農存続に大いに貢献していることは大きく評価すべきであろう。陸別町ではこの10年間でみても、周辺の地域よりも酪農離脱率が少ないという。ヘルパー事業もそれに寄与しているとみて良い。町内の新規就農者は7名を数えるが、そのうちの1名はヘルパー勤務を7年経験した後、酪農への新規参入を果たすなど、酪農後継者の臨時ヘルパーとしての技術習得などと併せて、地域酪農の担い手育成の役割も果たしている。



(左側 西岡陸別町農協組合長、高橋ヘルパー組合組合長、中央 阿部職員、久江課長、菅井職員、
右側 斎藤委員、廣木委員)

2. 陸別町コントラクター株式会社

(1) 陸別町農業の概要

① 町の人口	約 2,600 人
② 農協組合員戸数	95 戸
③ 酪農家戸数	58 戸
④ 年間生乳取扱量	3 万 9,904 t

⑤ 家畜頭数	乳用牛	経産牛	4,730 頭
	〃	育成牛	3,018 頭
	肥育用素牛	交雑種	143 頭
	和牛（繁殖牛）		599 頭
	〃（繁殖用素牛）		440 頭
	馬		123 頭
⑥ 農地面積	牧草地		3,287 ha
	デントコーン		651 ha
	甜菜		45 ha
	小麦		170 ha
	馬鈴薯		5 ha
	公共牧場		約 770 ha（3 カ所）
⑦ 販売取扱			43 億 1,300 万円

（２）設立の経過

陸別町の主要産業は農業（酪農）であり、酪農経済の動向が陸別町の活力を左右するといっても過言ではない。

陸別町農協は平成 17 年に地域酪農の基盤強化のために農協子会社として陸別町コントラクター株式会社を立ち上げた。組合長を代表取締役とし、農協が資本金 1,150 万円（発行株式 115 株）の全額を出資する形態でスタートした。

コントラクターは以下の事業活動を担うこととした。

- ① 農作業の代行、請負、委託
- ② 農業に必要な生産資材の製造及び販売
- ③ 農業サービス業
- ④ 酪農に必要な飼料の製造及び販売
- ⑤ 酪農ヘルパーの派遣事業
- ⑥ 前各号の事業に附帯する事業

（３）事業形態

１）繁忙期対応

コントラクターの職員は正職員が 3 名、準職員（ミルクローリーの集乳業務担当者）が 3 名の 6 名である。給与体系は日給月給の体系であり、個人間の差は月額換算で 1 万円以内と少ない。

コントラクターの繁忙期は 5 月から 11 月であり、1 月から 3 月は閑散期となる。この需要の季節性と労働力のバランスを保つことがコントラクター事業に求められる。当コントラクターでは、閑散期の 1 月から 3 月は①作業機械のメンテナンス作業と、②酪農家の育成部門の堆肥出し作業にあたるが、平成 27 年の場合、1 名の職員が 2 月から 4 月の間ヘルパー作業に従事した。現在のところ、ヘルパー事業と組織は別立てになっているが、両者ともに農協の下部組織として存立しているため、こうした対応が図られたのであろう。農協としては、ヘルパー事業とのさらなる連携・協力体制の構築を考えているという。

2) 事業実績

過去3カ年の事業実績は表－4の通りである。平成26年度の実績で見ると、主な作業内容は「セット作業料金」としての、①「1番牧草収穫作業（1番GS作業）」の798.5ha、次いで②「デントコーン収穫作業（CSセット作業）」が377ha、③「2番牧草収穫作業（2番GS作業）」の348.1ha、④「コーン播種作業」の156.3haとなっている。

1番牧草収穫作業やデントコーン収穫作業は年々その面積を拡大しており、現状で見ると町内の粗飼料生産面積のおよそ30%をコントラクターがカバーしている。農協等では、今後ともコントラクターへの依存度が高まるものとみている。

3) 作業料金

作業料金表は表－5の通りである。平成27年度からは消費税の関係で利用料金を少し上げたが、その料金水準は道内でも概ね安い方になると農協では見ている。

コントラクター事業では、初期投資としての作業機械への多額の投資が必要となるが、国の補助事業以外で調達した大型機械は町が調達し、それをコントラクター組織に貸与する形でスタートした。コントラクター組織は中小型の作業機を自前で調達し、大型機は町が調達するという形で、投資負担の棲み分けによる軽減化が図られた。

(4) 事業収支（平成26年度）

平成26年度の財務資料によると事業収支は以下の通りである。

【損益計算書】

- ①売上高 9,193万円
- ②当期製造原価 6,079万円
(備車代2,586万円、リース料1,364万円、燃料代757万円、修繕費725万円、減価償却費611万円など)
- ③販売費・一般管理費 2,851万円
(給料手当1,471万円、法定福利費284万円、保険料393万円、事務委託費300万円など)
- ④営業利益 262万円
- ⑤経常利益 409万円
- ⑥当期純利益 251万円

【貸借対照表】

- ①資産合計 9,059万円（流動資産3,114万円、固定資産5,945万円）
- ②負債合計 5,877万円（流動負債352万円、固定負債5,524万円）
- ③純資産 3,181万円（資本金1,150万円、別途積立金930万円、繰越利益剰余金1,101万円）

貸借対照表を一瞥すると、繰越剰余金や別途積立金があり、現在のところ経営の安全度を考慮した運営がなされているとみられる。しかしコントラクター組織の場合、機械の更新費用に多額の資金が必要なため、今後に予定される大型機械の更新にあっても自己完結の対応は厳しいといえよう。ある程度の国の補助金や町の支援が必要とされる。

3. 陸別町の酪農発展に向けて

1) 他の支援組織の活動状況

陸別町の酪農を支える組織として、陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合と陸別町コントラクター株式会社の果たす役割は非常に大きい、この両組織の他にもいくつかの支援組織が町の酪農発展の一翼を担っている。

町内3カ所の草地770haで農協が運営している公共育成牧場は、年間約1,300頭の育成牛の預託事業を行っている。全体のおよそ半数の700頭が町内の酪農家から、約200頭が道内、そして約300頭が茨城県を中心とした道外からの預託である。

町内酪農家からの預託料金は、夏季が1頭1日220円、冬季が510円である。町外及び道外の場合は、1日30円の料金が加算される。多くの公共育成牧場が採算性の確保に苦悩しているが、現在のところ当公共育成牧場は採算ベースを維持している。

また、コントラクター事業と緊密な事業であるTMRセンター（7戸の酪農家が組織）のデントコーンの切り込み作業はコントラクターが担っている。

2) ヘルパー業務とコントラクター業務の連携課題

今回の調査対象である陸別町酪農ヘルパー有限責任事業組合と陸別町コントラクター株式会社の連携という観点から見ると、業務の交流という点ではコントラクター職員の1人が、閑散期である冬季のヘルパー業務についていることである。ヘルパーのスキルを身につけたコントラクターの職員が特定の期間ヘルパーに従事することは、組織運営に柔軟性をもたらすメリットがある。しかしそうしたことが過重労働や精神的負担の増加を招くようなことがあってはならない。現時点では、それぞれの組織内で業務が確保され、事業活動と採算性の両立を求めることであろう。農協としても今後はさらにヘルパー組織とコントラクター組織との協調・連携の強化に努めていくとしている。組織の形態等は、将来的には地域の実情や時代の要請に応じた姿への変更なども考えられよう。難しいのは酪農家の作業代行機能を担うヘルパー業務の場合、現場対応力が何よりも求められることである。この点からみるとヘルパー職員が他の業務を兼務することはかなり厳しいと言わざるを得ない。

3) 陸別型酪農産業クラスターの構築に向けて

しかしヘルパー組織とコントラクター組織だけでなく、広く陸別町の酪農を支える支援組織間の連携を推進する必要がある。ややもすると組織内に留まりやすい酪農に関する情報を共有し、それを町全体で問題発見・課題解決につなげることが大切である。いわば町当局、農協などを中核にした町ぐるみの酪農振興を目指すこと。今日的に言えば、陸別町型酪農産業クラスターの構築を通して、次の時代を見据えた持続性のある酪農の姿を描くことである。

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(日本大学生物資源科学部 齋藤武至)

表－4 作業実績

平成26年度 陸別町コントラクター(株)作業実績

作業名	平成24年度実績					平成25年度実績					平成26年度実績				
	利用件数	稼働日数	作業時間	作業量	ha当作業時間	利用件数	稼働日数	作業時間	作業量	ha当作業時間	利用件数	稼働日数	作業時間	作業量	ha当作業時間
1番G S作業	15	18日	314.75 hr	616.40 ha	0.51 hr	18	24日	332.50 ha	679.70 ha	0.51 hr	14	24日	335.00 hr	798.50 ha	0.42 hr
2番G S作業	6	11日	98.75 hr	353.90 ha	0.28 hr	5	15日	149.50 hr	494.80 ha	0.28 hr	5	10日	100.00 hr	348.10 ha	0.28 hr
モアコン作業			hr	ha	hr			hr	ha	hr			hr	ha	hr
C S枕刈作業	2	2.50 hr	hr	2.50 ha	hr	1	7.50 hr	hr	7.50 ha	hr	1	10.25 hr	hr	10.25 ha	hr
C Sセット作業	19	21日	213.75 hr	277.80 ha	0.76 hr	20	20日	272.25 hr	340.40 ha	0.76 hr	21	日	hr	377.00 ha	hr
コーン播種作業	8	hr	hr	112.40 ha	hr	11	hr	hr	153.20 ha	hr	8	hr	hr	156.30 ha	hr
コーン作業播種作業	9	hr	hr	88.60 ha	hr	6	hr	hr	31.80 ha	hr	4	hr	hr	34.00 ha	hr

表－5 作業料金表

平成26年度 陸別町コントラクター(株) 施工料金表

(施工料：税込)

作業名	単位	施工料	作業機械内訳
「セット作業料金」			
1 番牧草収種作業①	1.0ha	43,000	モアコン2台+自走式HB+ダンブ3台+ショベル+コンボ
1 番牧草収種作業②	1.0ha	40,900	モアコン2台+自走式HB+ダンブ3台+ショベル
2 番牧草収種作業①	1.0ha	37,800	モアコン2台+自走式HB+ダンブ3台+ショベル+コンボ
2 番牧草収種作業②	1.0ha	36,700	モアコン2台+自走式HB+ダンブ3台+ショベル
デントコーン作条施肥播種作業	1.0ha	20,000	トラクター+真空播種機(6畦)+トラック(ユニック付)
デントコーン収種作業	1.0ha	63,000	自走式HB(テッピング付)+ダンブ2台+ショベル+コンボ+トラクター
デントコーン枕刈作業	1.0ha	52,500	自走式HB(テッピング付)+ダンブ2台
堆肥散布作業	1時間	26,200	トラクター2台+ナイスリンガー2台+ショベル (異物混入等により機械が故障した場合は修理費の3割を利用者負担)
「単体作業料金」			
ショベル作業	1時間	6,300	
コンボ作業	1時間	5,250	
モアコン作業	1時間	15,700	※牧草収種作業時は対応不可
自走式ハーベスター単独作業	1時間	34,300	自走式HB単体 ※牧草及びデントコーン収種作業時は対応不可
ダンブ作業	1時間	5,600	
耕起作業	1.0ha	15,700	トラクター+リバーシブルプラウ
砕土作業(1回掛け)	1.0ha	10,500	トラクター+パルビマルチャー
砕土作業(2回掛け)	1.0ha	13,600	トラクター+パルビマルチャー
デントコーン播種作業	1.0ha	6,300	トラクター+真空播種機(6畦)
心土破砕作業	1時間	10,500	トラクター+コンバクシヨコンマシナ(3本爪)
尿散布作業	1時間	8,400	トラクター+バキュームカー
農薬散布作業	1.0ha	6,000	トラクター+牽引式スプレーヤー(5,000L)
労働者出向	1時間	2,500	
重機輸送料	1回	10,500	重機輸送1回につき

※免税軽油の支給は、利用者負担となります。

表－6 作業機一覧

陸別町コントラクター(株) 作業機一覧表

(平成26年 1月 1日現在)

機 械 名	メーカー	型 式	台 数	導入年度	導入価格	備 考
トラクター	クボタ	M115DFQ2BCK-N	1 台	H21	6,500,000	陸別町より貸与
トラクター	フエント	F820VARIO	1 台	H23	10,489,500	陸別町より貸与
トラクター	ニューホランド	T6070 4WDCAB	1 台	H24	10,185,000	陸別町より貸与
自走式ハーベスター	クラーズ	JAG960	1 台	H21	2,000,000	陸別町より貸与
牽引式モーターコンディショナー	Kvemeland	ターラップ 4232	1 台	H20	1,890,000	陸別町より貸与
リバーシブルプラウ	ナーディ	MEC TO/Z3TL/SIR-CN8P	1 台	H21	3,400,000	陸別町より貸与
コンバクションコマンドター	プリリオン	CCD4001	1 台	H19	1,890,000	陸別町より貸与
ハイドロマニアシフレッター	スター	THW13000W	1 台	H24	4,515,000	陸別町より貸与
自走式ハーベスター	クラーズ	JAG960	1 台	H21	26,500,000	陸別町より貸与
ハイドンブワゴン	スター	THW7011	2 台	H21	3,000,000	陸別町より貸与
牽引式モーターコンディショナー	Kvemeland	ターラップ 4232LT	1 台	H21	2,690,000	陸別町より貸与
バックホー	キャタピラー	313DCR-GMC-T7	1 台	H21	4,500,000	陸別町より貸与
ホイローダー	キャタピラー	938H	1 台	H25	14,090,000	陸別町より貸与
牽引式ブレーヤー	共 立	BSQ5000AI	1 台	H17	5,000,000	陸別町より貸与
トラクター	ファーガソン	MF7495-4CS 185ps	1 台	H16	11,500,000	自己所有機械※
スリンガースプレッター	ナイト	8214	2 台	H16	7,000,000	自己所有機械※
牽引式モーターコンディショナー	ターラップ	4032SH	1 台	H19	1,890,000	自己所有機械※
バキュームシッター	ガスバビルド	SPE6	1 台	H19	3,412,500	自己所有機械※
バルビマルチャー	プリリオン	ML1483	1 台	H19	2,730,000	自己所有機械※
ハイドンブワゴン	スター	THW7011	1 台	H17	714,285	自己所有機械
バキュームカー	スター	TVC8800	1 台	H17	1,047,619	自己所有機械
リバーシブルプラウ	スガノ	RQY204F	1 台	H17	523,809	自己所有機械
ロータリークローブ	クラーズ	RU450	1 台	H17	4,285,714	自己所有機械
フロントモーターコンディショナー	クーン	FC313F	1 台	H23	1,700,000	自己所有機械
ディスクハロー (中古)	東洋農機	THO2026N	1 台	H21	330,000	自己所有機械

自己所有機械※＝陸別町より払い下げ

4-2-1 農協事業としての酪農ヘルパー事業とコントラクター事業の

取組事例

調査利用組合名	美野里酪農業協同組合
調査実施月日	平成 27 年 10 月 8 日
住 所	茨城県小美玉市堅倉 1526-1
代表者氏名	朝倉実行
設立年月日	昭和 53 年 10 月 1 日
組織形態	農業協同組合
業務方法	業務のすべてを農業協同組合事業として実施

1. 設立の経緯

美野里酪農業協同組合（以下、美野里酪農協という）の酪農経営に対する支援事業は、酪農協設立 2 年後の昭和 38 年から取り組んだ、組合員が自給飼料を生産するほ場の耕起作業を請け負う利用事業から始まり、昭和 42 年には、耕起作業に加え、一貫した粗飼料生産の請負事業に発展し、この取組は現在のコントラクター事業として継続発展している。

一方、酪農ヘルパー事業は、組合員相互で、事故や冠婚葬祭時の酪農作業に対するヘルプを行う、緊急的相互扶助活動として行われていた。しかしあくまで緊急的なものであり、「事業」としての体をなしておらず、利用料金や作業要員への労働報酬、作業量、作業者の確保など、様々な問題が未解決のままで、一日も早い本格的な事業化が望まれた。

そこで、酪農協では、昭和 53 年にヘルパー事業規約等を取りまとめ、臨時ヘルパーの確保と養成を行ない、酪農ヘルパー事業を本格的にスタートさせた。

2. 現状の取組状況

（1）酪農ヘルパー利用組合の概要

茨城県の酪農は表 1 のとおり、わが国の酪農経営の動向と同様に、戸数は 5 年間で 101 戸、経産牛飼養頭数は 2,000 頭減少しており、その結果、生乳生産量も 11,287t 減少している。

このような中で、美野里酪農協管内の酪農家戸数とヘルパー事業参加戸数の推移は表 2 のとおりで、酪農家戸数（＝ヘルパー事業参加戸数）は 5 年間で 8 戸減少しており、その結果、総利用日数も減少している。一方、1 戸当たりの利用日数は年間約 30 日で推移しており、全国平均の 20.8 日と比較して、高い利用日数となっている。

傷病利用互助組織については、茨城県統一の互助組織であり、美野里酪農協の組合員は全戸が加入しており、平成 26 年度の傷病利用は 184 日で、ヘルパー利用全体の 29%を占めている。傷病利用の推移は表 3 のとおりで、年々増加傾向にある。

表1 茨城県酪農の概要

年次	酪農家戸数①	総飼養頭数	経産牛頭数②	1戸当り頭数②÷①	生乳生産量
平成22年	537戸	30,900頭	22,300頭	41.5頭	168,680t
平成23年	515戸	29,600頭	22,000頭	42.7頭	148,001t
平成24年	496戸	28,600頭	21,100頭	42.5頭	166,219t
平成25年	451戸	27,900頭	20,400頭	45.2頭	162,098t
平成26年	436戸	26,700頭	20,300頭	46.6頭	157,393t

資料:農林水産省「畜産統計調査」「牛乳乳製品統計調査」

表2 美野里酪農業協同組合の酪農家とヘルパー利用状況

年度	地区酪農家数	契約農家数	利用農家戸数	総利用日数	1戸当り利用日数
平成22年度	36戸	36戸	27戸	820.5日	30.39日
平成23年度	36戸	36戸	23戸	766.0日	33.30日
平成24年度	33戸	33戸	26戸	754.0日	29.00日
平成25年度	29戸	29戸	23戸	596.0日	25.91日
平成26年度	28戸	28戸	22戸	640.0日	29.09日

資料:一般社団法人酪農ヘルパー全国協会調査資料

表3 美野里酪農協管内の傷病利用互助制度加入・利用状況

年度	地区酪農家数	傷病契約戸数	傷病加入率	傷病利用日数	傷病利用戸数
平成22年度	36戸	31戸	86%	168.0日	6戸
平成23年度	36戸	28戸	78%	119.0日	2戸
平成24年度	33戸	26戸	79%	79.0日	4戸
平成25年度	29戸	26戸	90%	113.5日	4戸
平成26年度	28戸	23戸	82%	184.0日	9戸

資料:一般社団法人酪農ヘルパー全国協会調査資料

(2) ヘルパー事業担当職員数と稼働状況

専任酪農ヘルパー2名は、美野里酪農協の正職員である。酪農ヘルパーを組合の正職員としている理由は、酪農ヘルパーの職業としての地位向上を図ることで、ヘルパー要員を確保し、事業を安定化させ、組合員に貢献するためである。

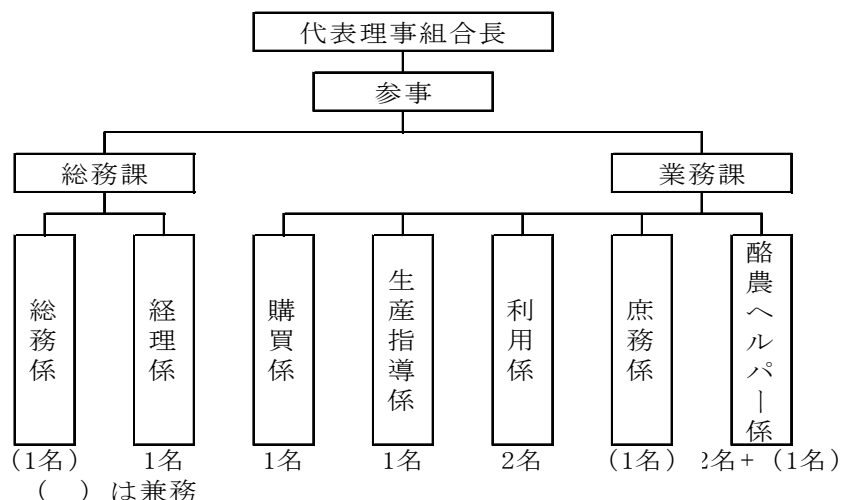


図1 美野里酪農協の組織構成と職員配置

一方、定年退職した元専任ヘルパーや削蹄師の資格を持っているヘルパー経験者 2 名を含む 5 名が臨時ヘルパーとして出役している。

ヘルパーの年齢構成は、専任ヘルパーが、20 代が 1 名、40 代が 1 名で、どちらも酪農家の子弟である。また、臨時ヘルパーは 30 代が 2 名（うち 1 名が中心的存在の臨時ヘルパー）、40 代 2 名、60 代 1 名となっている。

過去 5 年間の要員数と稼働状況の推移は表 4 のとおりで、酪農家の減少に伴い稼働日数は減少傾向にあり、専任ヘルパー 1 人当たりヘルパー業務年間稼働日数は 240 日程度となっている。

しかし、専任ヘルパーは酪農組合正職員として、他の日常業務も抱えており、表 5 のとおり、ヘルパー事業に係る事務処理、コントラクター事業のオペレーター、牛群検定、給油所業務も行っており、これら業務トータルの年間稼働日数は 300 日近くになっている。

なお、当該利用組合では、専任ヘルパーを地域ごとに配置せず、全員、管内全体を対象として活動させている。

表4 酪農ヘルパー稼働状況

年度	ヘルパー人数		年間稼働日数		専任1人当たり 稼働日数 ②÷①
	専任 ①	臨時	専任 ②	臨時	
平成22年度	2.25人	4人	598.0日	222.5日	265.8日
平成23年度	2.00人	4人	482.0日	284.0日	241.0日
平成24年度	2.00人	4人	523.0日	231.0日	261.5日
平成25年度	2.00人	4人	471.0日	125.0日	235.5日

表5 専任ヘルパー職員2名の業務内容

年度	ヘルパー	ヘルパー事務	コントラ	検定	給油所	計	1人当たり
平成25年度	471.0日	11.0日	25.5日	36.5日	12.5日	556.5日	278.3日
平成26年度	494.5日	19.0日	37.0日	19.5日	26.5日	596.5日	298.3日
※平成27年度	388.5日	10.0日	18.5日	12.0日	14.0日	443.0日	221.5日

※平成27年度は9月末までの集計

3. 酪農ヘルパー事業の経営概況

(1) ヘルパー業務と派遣調整

酪農ヘルパーの作業内容は、朝夕の搾乳作業と飼養管理で、飼料作物の収穫に関しては美野里酪農協のコントラクター事業として実施されている。

出役の形態は、朝・晩で 1 日とし、半日の利用も可能となっている。

その他、時間制での派遣も行われているが、ミルクキングパーラー方式の経営のみが時間制の対象で、6 時間以上の利用が義務づけられている。

ヘルパー利用の申し込みは、前月の 20 日までに申し込むことになっており、月 1 回利用が原則で、20 年前までは強制割り当てをしていたが、現在は指定申込が多く、派遣の割り当てはあまりしていない。

(2) 利用料金の設定方法

酪農ヘルパーの利用料金は、出動割りと頭数割りで構成されており、ヘルパー 1

名出勤につき 5,000 円、搾乳牛 1 頭当たり 350 円で、乾乳牛・育成牛は 1 頭を 0.5 頭で換算している。

また、時間制の利用料金は、ヘルパー 1 人 1 時間当たり 2,500 円である。

頭数規模、搾乳方式により、ヘルパーの派遣人数は表 6 のとおりで、現在、美野里酪農協の組合員の飼養頭数規模は、35 頭以下が 5 戸、36 頭から 70 頭規模が 9 戸、80 頭規模が 2 戸、100 頭以上が 12 戸となっている。

この中で、150 頭規模以上の経営は従業員を雇用しており、ヘルパーは利用されていない。

表 6 頭数規模、搾乳方式別ヘルパー派遣人数

搾乳方式	頭数規模	派遣人数
バケットミルカー方式		1人
パイプラインミルカー方式	35頭以下	1人
〃	36頭～70頭	2人
〃	71頭以上	3人
ミルキングパーラー方式	150頭以下	2人
〃	151頭以上	3人

(3) 酪農ヘルパー部門の収支

平成 25 年度、26 年度の酪農ヘルパー事業の収支はいずれもとんとんで、収入の不足分を酪農組合が補てんしてバランスをとっている形になっている。

平成 26 年度は酪農ヘルパー円滑化対策事業が終了したことに伴い、補助金収入が 500 千円近く減少したことと、臨時ヘルパーの増員等による人件費の増加で、酪農組合の補填額が増加している。

しかし、人件費には専任ヘルパー職員のヘルパー事業以外の業務分を含めた全額が計上されており、酪農組合の補填額はその点を考慮して評価する必要がある。

ちなみに平成 26 年度は表 5 のとおり、ヘルパー事業、ヘルパー事業以外の従事日数ともに平成 25 年と比較して増加している。

4. コントラクター事業

(1) 取組の経緯

美野里酪農協のコントラクター事業は、昭和 38 年に組合員の要望で、耕起作業の利用事業を開始したのが始まりである。トラクター 1 台と耕起作業機を導入し、組合の事業として利用料金制度も整えた。その後、昭和 42 年に従来の作業機に加え、堆肥散布機や尿散布機、牧草や飼料作物の収穫機を導入して、施肥から耕起・整地、収穫、運搬と粗飼料生産作業の一貫体制を整備し、現在のコントラクター事業の基礎が出来上がった。

事業開始当時、酪農の頭数規模は小さく、畑作部門の補完的な位置づけであったが、この取組により通年サイレージ給与が可能となったことから、酪農部門の規模拡大が進み、酪農専業経営が確立されていった。その後も酪農経営の飼養頭数規模と土地基盤の拡大と併せてコントラクター事業も装備を充実させて現在に至っている。

(2) 事業の内容

美野里酪農協のコントラクター事業は、春の耕起作業、春の麦類、イタリアンライグラスの収穫＋運搬作業、夏期のトウモロコシ、トウモロコシとソルゴーの混播の収

穫＋運搬作業、秋～冬期のソルゴーの再生草、二期作トウモロコシの収穫＋運搬作業からなっている。その他、耕種農家向けに堆肥の散布も行っている。

収穫されたものはほとんど全部がスタックサイロに調製されるが、コントラクターの受託作業は、飼料作物や牧草の収穫から貯蔵場所までの運搬で、重機による踏圧やラップ、覆土作業は農家が建設業者に依頼して実施している。

コントラクターの受託作業の内容は表7のとおりである。

表7 コントラクター事業受託作業の内容

区 分	作業内容	作業時期	作業面積	備 考
夏期作業	トウモロコシ＋ ソルゴーの収穫 遅まきトウモロコシの収穫	8月上旬～ 9月中旬 9月中旬～10月	417ha	自走式ハーベスター+タンブ 3台 ×3組 自走式ハーベスター+タンブ 3台 ×2組
秋～初冬作業	ソルゴー再生草 2期作トウモロコシの収穫	11月上旬～ 12月中旬	136ha	自走式ハーベスター+タンブ 2台 ×2組
春期作業	耕起 ライ麦、イタリアン の収穫	3月～7月 5月	52ha 19ha	3連リバーシブルラウ 自走式ハーベスター+タンブ 予乾、ロールバレー、ラッピングマシン

作業料金は、夏期のトウモロコシやトウモロコシとソルゴーの混播の収穫＋運搬作業で、10a当たり6,000円～7,000円、条件の悪いほ場で8,000円程度となっている。

コントラ作業は、春・夏・秋の年3回美野里酪農協が利用希望を取りまとめ、作業調整、臨時オペレーターの確保、各シーズンのスケジュールの作成を行う。

(3) オペレーターの内訳

昭和42年当時、オペレーターは専任を1名雇用し、あとは酪農家の後継者をオペレーター登録して事業を行っていたが、現在、専任オペレーターは5名で、全員が美野里酪農協の正職員（コントラクター利用係1名、事務との兼務職員1名、専任ヘルパーとの兼務職員2名、牛群検定担当1名）で、その他、臨時スタッフ20名（近隣の工場勤務者、自営業者、学生等）で作業を行っている。

(4) 事業効果

このような取組の結果、美野里酪農協の組合員においては、①飼料作付面積の拡大＝1戸当たり15.3ha、②その結果、通年サイレージ給与体系の確立、③飼料費の低減と産乳量の向上、④飼料生産に係る収穫作業時間の短縮、⑤飼料生産に係る減価償却費の軽減、⑥堆肥処理問題からの解放といった効果が得られた。

5. 酪農組合支援活動における課題

酪農ヘルパー事業の課題の一つに、専任ヘルパーの給与水準や身分保障といった待遇の問題と、それに関連した組織への定着率の低さという問題がある。美野里酪農協では、これらの課題に対して、専任ヘルパーを組合の正職員とすることで給与面と身分の保障を行っている。また、組合事業のもう一つの柱であるコントラクター事業のオペレーターとしても関与させることで、組合を支える二つの柱の事業を経験させ、将来、組合を背負って立つという自覚を持たせることで、組織への定着を図っている。

このように、酪農ヘルパー事業の「人」に関する課題については、美野里酪農協では対応出来ている。残された課題は、ヘルパー事業の経済的側面、即ち、ヘルパー事業に対する組合からの赤字補てん水準が、組合が想定する許容範囲内かどうかという点である。

一方、美野里酪農協といえども、ここ数年、平均すれば1年に1戸ずつ離農が進行している。この流れは、今後、加速することも予想され、農家の減少にどのように合わせて、酪農ヘルパー事業やコントラクター事業を運営していくかが大きな課題となることが予想される。

そのような中で、コントラクター事業においては、補助事業を活用して、収穫・調製・運搬に係る機械・器具・車両に大規模な投資を行っている。縮小が困難であれば、投資を有効活用するためにも、支援活動の対象を拡大することも方法である。そのためには酪農専門農協の統合も検討する必要があると考える。



(左から佐藤全国協会事務局長、塙係長、細井課長、朝倉代表理事組合長)

6. 今後の目標

酪農ヘルパー事業もコントラクター事業も、美野里酪農協の組合員にとっては無くてもならないものであり、有って当然のものと長く位置づけられている。特にコントラクター事業は、組合員のニーズを組合がしっかりと受け止め、腰を据えて取り組んできたことにより、自給飼料に立脚した足腰の強い酪農経営を組合全体で実現してきた。

組合長は今後の目標を、「全国的に問題になっている遊休農地を積極的に活用して飼料生産に取り組み、市民、県民に感謝される取組として末永く続ける中で、足腰の強い酪農地帯を築き、後世に残して行きたい」と話されていた。

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(一般社団法人 岡山県畜産協会 本松秀敏)

4 - 2 - 2 茨城県における酪農ヘルパー調査事例の総括と課題

—ひので酪農、美野里酪農の事例をもとに—

1. 2つの調査事例の総括

茨城県ひので酪農業協同組合が運営する「ひので酪農ヘルパー利用部」と美野里酪農業協同組合が行う「酪農ヘルパー事業」の特徴と課題は表—1のように整理できる。

(1) ひので酪農ヘルパー利用部

1) ヘルパー事業の特徴

ひので酪農業協同組合は、平成7年に県南・県央地域5つの酪農業協同組合が合併した酪農協である。合併前の酪農協には1カ所を除き、それぞれの形態でヘルパー組織が活動していた。ヘルパー事業の統合を図る際には、合併時の1農協をモデルにして、作業日程の基本事項や作業内容、利用料金等を試行し、現在の統一した内容での運用に結びつけた。

農協管内の酪農家は高齢化・後継者不足等で減少しているが、そうした中で酪農ヘルパー事業は稼働日数が増加基調にある。今後とも高齢化の進展等を考慮すると傷病時対応等の利用希望が増加するものと予想される。

ヘルパー要員の構成は次の3つの形態をとっており、それを総合的・一体的に運用している。①専任ヘルパー7名（農協職員）、②パートヘルパー3名（農協と雇用契約し、社会保障あり）、③継続雇用ヘルパー4名（定年退職ヘルパー職員等、社会保障なし）。②と③のタイプについては、1回の出役に対する定額支給の給与体系であり、夏季と冬季の2回臨時手当での支給がなされる。

このことはヘルパー事業の経営採算、そしてヘルパー要員の確保・ヘルパー経験者の人材活用といった要素を組み合わせ、酪農家のニーズに応えつつ、それにとまなう経済負担の増加を極力避けることを狙ったものである。

2) 搾乳・給餌以外の特徴

①牛群検定立会事業

平成20年ごろから、ヘルパー要員の充実もあり、ヘルパー事業の稼働率も低く、事業収入拡大の一環として、平成22年11月より取組みを始めた事業である。現在9戸の酪農家を2名のヘルパー職員で対応。

②堆肥・糞尿処理

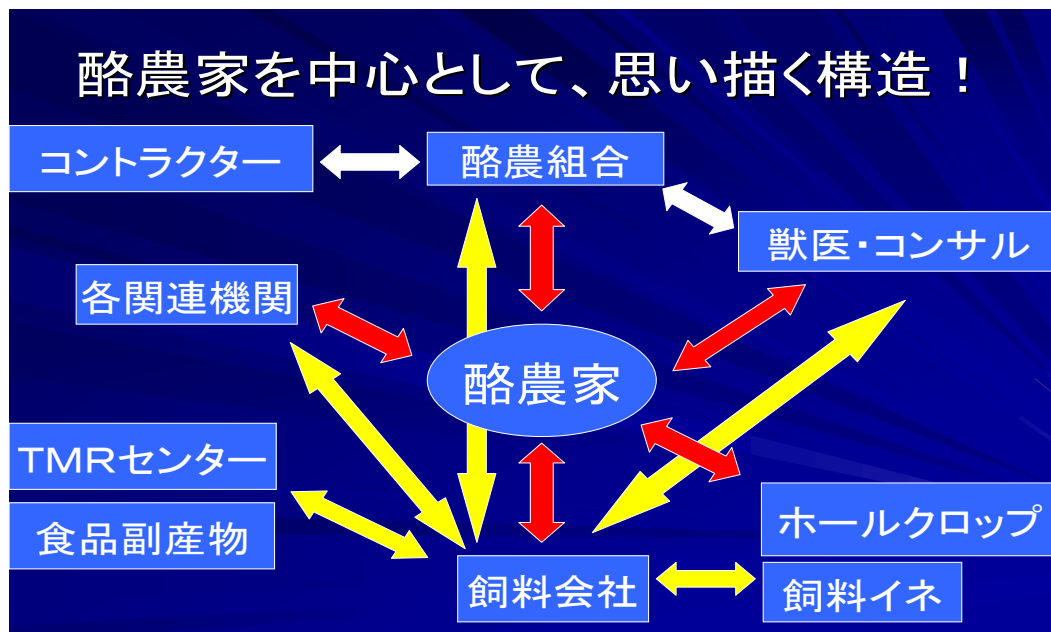
取組の経緯は10年ほど前に1酪農家が病気で仕事ができない状況に陥ったとき、酪農ヘルパーが糞尿運搬作業を行ない、酪農家の酪農離脱を防ぎ大変感謝されたことが出発点である。現在は堆肥を畑へ運搬する作業となり、作業料金は農協の定める規定の時間給と交通費をヘルパー個人へ支払う形態をとっている。

③酪農家支援事業

平成22年に立ち上げた事業で、地域酪農の存続・維持を目的としたものである。現在、国の重点施策として展開を始めた畜産（酪農）クラスター事業に相当する内容を想定しており、先取的な活動として評価される。

現在の具体的内容は、酪農家の収益向上を目的として、ミルクメーターでのサンプル採取結果等を参考に、搾乳手順の見直しや搾乳関連機器の使用改善・点検、飼養管

理、牛舎施設環境のチェック等について、ヘルパーが農家へ出向き、相談と種々の助言をおこなう。専門家に加わってもらうこともある。



（２）美野里酪農業協同組合

１）ヘルパー事業の特徴

美野里酪農業協同組合は、市町村合併で小美玉市となった旧美野里町と一部周辺町村の酪農家によって組織される農協である。ヘルパー事業は昭和 53 年にスタートした。

現在のヘルパー事業の特徴は以下のようになる。

①ヘルパー事業の総利用日数は減少傾向にあるが、１戸あたりの利用日数は全国平均の１戸あたり 20.8 日と比較して、当農協では約 30 日と高くなっている。また、傷病利用が年間 184 日（平成 26 年度）と高く、全体の 29%をしめる。

②専任ヘルパー２名は農協職員として他の日常業務も行う。１人あたり約 240 日のヘルパー業務に加えて、約 50 日強のその他業務を担う。

③ヘルパー事業の収支はとんとんであり、不足分を農協が補てんする形となっている。

２）コントラクター事業

①昭和 38 年からの長い歴史をもつ事業として地域酪農の粗飼料生産体系を担う。地域酪農の展開に不可欠な事業として普及・定着した。

②都市近郊地帯において１戸あたり 15.3 haの飼料作面積を確保。そのことにより、通年サイレージ給与体系の確立、飼料費の低減と産乳量の向上、粗飼料生産関係の時間短縮、作業機等の減価償却費低減、堆肥処理問題からの解放等の効果をもたらした。

表-1 2事例の特徴と経営課題・取組目標

名称	ヘルパー事業等の特徴	課題と取組目標
ひので酪農ヘルパー利用部	【ヘルパー事業の特徴】 ・5つの酪農協が合併した組織。合併時のヘルパー組織の手法はバラバラであったが、1つの事例をモデルとして作業日報、作業内容、利用料金等を試行し、現在の統一した形となる ・3タイプのヘルパー要員の総合的・一体的活用 ・酪農家減少のなかで、稼働率の増加 【搾乳・給餌以外の取組特徴】 ・牛群検定立会（9戸の農家、2名のヘルパーで対応） ・堆肥・糞尿処理（堆肥を畑へ運搬、料金は規定の時間給と交通費をヘルパー個人へ支払う） ・酪農家支援事業（平成22年より、酪農クラスターに相当する内容を想定し、農家収益の向上を目標としている）	【課題】 ・事業収入の不足分は農協の負担となる。今後の負担額は増える可能性が大（農家の負担増と経営採算） ・高齢化に伴う傷病対応の強化 【取組目標】 ・酪農ヘルパーによるアドバイザー機能の確立 ・酪農家戸数の維持対策
美野里酪農業協同組合	【ヘルパー事業の特徴】 ・総利用日数の減少傾向と1戸当たりの利用日数の高さ（年間30日利用、全国平均20.8日） ・傷病利用率の高さ（年間184日、全体の29%） ・ヘルパー要員を正職員とすることで、身分保障と待遇、組織への定着を図っている ・専任ヘルパー2名は農協正職員として他の日常業務も行う（1人当たり約240日のヘルパー業務に50日強のその他業務が加わる） ・ヘルパー事業の収支はとんとんであり、不足分を農協が補填する形となっている 【コントラクター事業】 ・昭和38年から長い歴史を持つ事業として粗飼料生産体系を担う。地域酪農に不可欠な事業として定着 ・1戸当たり15.3haの飼料畑面積の確保。通年サイレージ給与体系の確立、飼料費の低減と産乳量の向上、飼料生産関係の時間短縮、作業機等の減価償却低減、堆肥処理問題からの解放等の効果	【課題】 ・ヘルパー事業の採算性と組合の補助水準の問題 ・酪農家戸数の減少とそれに伴う酪農ヘルパー事業やコントラクター事業等の事業バランス確保 ・都市近郊の土地利用型酪農として特徴ある地域酪農の存続・発展のための組織の在り方（特徴を活かした組織統合等の検討）

2. ヘルパー事業の抱える課題と取組み方向

以下では、両事例をもとにヘルパー事業の抱える課題と取組み方向についての試論を述べたい。

（1）事例からみた都府県型酪農ヘルパー組織の機能

今回の調査事例をもとに、ヘルパー組織の特色をマトリックス的に図示したものが「酪農ヘルパー組織・機能概念図」である。今回のマトリックスでは、縦軸に活動地域の「広域性」と「狭域性」に大別した軸を設けた。横軸には事業主体の特徴を酪農専門農協としての「専門性」をベースにした上で、「酪農形態・類型」を「同質性」（技術要求度：高位同質性）と「多様性」（技術要求度：高位多様性）に大別した軸を設けてその特徴を表現した。

「酪農形態の高位同質性」と「酪農形態の高位多様性」の区分については、酪農家の求める技術的要求度の水準等を念頭においたものである。現在の酪農経営そのものが至って専門性の高い業種であることは論を待たない。そのため酪農家の技術的要求水準も比較的高く、そこに関わる運営主体も専門性の高い人材が担うことによって、酪農家の満足度を高める必要がある。

そこで専門農協としての地域の酪農家の密度や、組織化の主体としての事業対象範囲をベースに、「同質性」の強い組織として、今回の事例では美野里酪農業協同組合を想定した。

一方、「多様性」が強いと区分するケースは、組織主体が広域化した地域を対象としており、地域酪農が一類型にとどまらず地域の特徴を多様に反映させた形態をとっている組織である。今回の事例ではひので酪農ヘルパー事業部を想定した。

上記のような区分での整理は、2 事例だけから抽出したものであり、普遍性には乏しいが試論として供したい。

以下では、ヘルパー組織を巡る諸課題と今後の方向を検討する。

酪農ヘルパー組織 機能概念図



（２）組織間の連携・統合等を視野に入れた対応

今日の酪農を取り巻く環境は非常に厳しく、酪農家の減少を食い止める役割もヘルパー組織に期待する要素のひとつとみてよい。

ヘルパー組織が採算性確保するためには、組織拡大を通じた事業拡大が1つの方法であろう。酪農ヘルパー組織は設立の経緯、地域酪農の特色等を反映し形態や仕組みは多様であるが、現場レベルの多様性を生かしつつ、管理機能の統合化・効率化を図るための方策を検討することが求められる。

昨年度（平成26年度）の調査事例として取り上げた、鹿児島県酪農業協同組合は1県1農協としての組織再編に取り組んだ成果をそこに取り込んでいる。ヘルパー組織の運営の根幹をなす「作業料金表」は県内統一の料金体系を設定し、地域ヘルパー組織の実務を司る事務局は、県酪農協の支所が担う形態である。

本年度の事例とした、ひので酪農ヘルパー事業部と美野里酪農の場合には、地域が隣接しているので、ヘルパー組織の活動面での親和性は高いといえる。

酪農ヘルパー組織の機能概念図として図中に示したように、将来的にみれば県内全体をカバーする茨城県酪農業協同組合連合会が全体管理機能（とくに間接部門のコスト節約機能）を担い、実践・実行機能を担う酪農協というような業務分掌・役割分担がなされると、組織間の連携強化と組織の継続性の強化を図ることが可能となるように思う。

茨城県でも酪農専門農協の組織再編・合理化が視野に入る時代が予想される。まずは、組織間のさらなる連携強化が必要であるが、近い将来、真摯に組織統合の問題を検討する必要があるだろう。

そうした観点からも「ひので酪農ヘルパー利用部」の事例は、ヘルパー事業のほかに、牛群検定立会事業や堆肥・糞尿処理事業、酪農家支援事業を業務として取り込んでいる。とくに酪農家支援事業は酪農家の収益向上に向けた取組であり、その考え方は県内全域の農協・酪農家を対象とすることができる。

また、ヘルパー要員を3つのタイプでグルーピングし、それを総合的・一体的に運用している。多様性をもつヘルパー要員を確保することは、ヘルパー組織の運用に際しても柔軟性をもたらす効果があると思われる。

（３）人材確保と農協（運営主体）

昨年、本年の事例でも再確認できたが、ヘルパー事業の多くは地域の農協組織によって支えられている。その意味からも農協の経営基盤（資金力）や人的資源（マネジメント力）に依拠する要素が大きい。ヘルパー要員の確保にどのような仕組みが要請されるのかを改めて検討する必要があるだろう。地域の酪農特性を生かした地域密着型の組織としての展開がこれまで以上に要請される。

「ひので酪農ヘルパー事業部」では、酪農ヘルパーによるアドバイザー機能の確立等を目指しているが、そうした役割を担う人材の育成機能も農協に求められる。先にも触れた組織間の連携・統合等は、そうした担い手育成にとっても極めて有効だと思われる。

美野里酪農のコントラクター事業は、都市近郊地域において、土地利用型酪農として特徴のある地域酪農を築いてきた。この地域の酪農の存続・発展のためには不可欠な組織であり、組織統合等を検討する際にも、この長所・特徴を十分に活かした方策を検討する必要がある。

いずれにしても、ヘルパー事業も含めた各種の酪農家支援事業にとって、効率性と持続性のバランスをどのように並進していくかが課題である。地域酪農の重要なインフラ機能を担うヘルパー組織等の支援組織の役割が最大限に発揮される方策を探る必要がある。

調査・提言

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(日本大学生物資源科学部 齋藤武至)

4-3-1 生乳検査事業を導入した酪農ヘルパー組織の取組事例

調査利用組合名	有限会社 ファム・エイ
調査実施月日	平成26年8月27日
住 所	北海道標津郡中標津町西8条北6丁目2番地8
代表者氏名	代表取締役 廣木聖隆
設立年月日	平成元年6月20日
資本金	1,800万円
出 資 者	広栄メンテナンス株式会社 会長・親族： 600万円 JA中標津： 300万円、JA標津： 300万円 JA計根別： 200万円、JA道東あさひ： 200万円 計根別農協酪農ヘルパー利用組合： 100万円 上春別酪農ヘルパー利用組合： 100万円

1. 設立に至った経緯

酪農ヘルパー事業は、当初、各JAのヘルパー利用組合が冠婚葬祭時の出役を中心として実施していた。しかし、JA単位のヘルパー事業は組織的に弱小であり、事業の先行きが見通せなかった。

一方、運送事業や機械整備事業等については、数JAが連携した農協間事業提携により一定の成果を挙げている事業もあり、ヘルパー事業についても農協間連携の道が探られた。

その中で、ヘルパー事業は、酪農家に対する請負業という観点から、請負作業に長けた民間人に事業を依頼することになった。民間人の発想により独立採算性を確保し、農協の負担軽減を図るという方針の下、ビルのメンテナンスが本業の現取締役会長に対し、JA中標津とJA計根別が連携してヘルパー事業の引き受けを依頼した結果、平成元年に「有限会社ファム・エイ」が誕生した。

その後、平成3年にJA上春別、平成22年にJA標津がヘルパー事業に参加し、現在に至っている。

2. 現状の取組状況

(1) 酪農ヘルパー事業

1) 事業の概要

平成25年の管内農協の酪農家戸数は、JA中標津180戸、JA計根別157戸、JA上春別88戸、JA標津141戸の合計566戸で、前年から12戸減少している。このような中で、平成25年の酪農ヘルパー事業加入酪農家戸数は、JA中標津180戸、計根別農協酪農ヘルパー利用組合143戸、上春別酪農ヘルパー利用組合72戸、JA標津141戸の合計536戸で、酪農家戸数の減少に伴い、利用戸数も前年から16戸減少している。酪農ヘルパー事業加入率は94.7%で、微減傾向となっている。

酪農家戸数、加入農家戸数の推移は表1、表2のとおりである。

表 1. 管内の酪農家戸数の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
中標津町農協	190	188	187	180	△10
計根別利用組合	176	160	158	157	△19
上春別利用組合	86	85	84	88	+ 2
標津町農協	172	155	149	141	△31
合 計	624	588	578	566	△58

表 2. 利用組合戸数の推移

単位：戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
中標津町農協	184	188	187	180	△ 4
計根別利用組合	146	146	142	143	△ 3
上春別利用組合	78	77	74	72	△ 6
標津町農協	172	155	149	141	△ 31
合 計	580	566	552	536	△ 44
加入率	92.9%	96.3%	95.5%	94.7%	

酪農ヘルパーの作業内容は、搾乳、飼料給与、哺育・育成管理、牛舎清掃等で、酪農家の朝晩の作業の代行が作業となる。出役の形態は、酪農家の希望により、晩・朝でも朝・晩でも自由で、また半日利用も可能となっている。

平成 25 年の年間ヘルパーの稼働延べ日数は 10,309.5 日、1 戸当たり平均利用日数は 19.2 日で、年間の稼働日数及び 1 戸当たりの利用日数とも増加傾向にある。稼働日数や利用内容は表 3 のとおりであるが、通常対応が 66%、傷病対応が 20% となっており、傷病利用が増加傾向にある。利用日数の推移は表 4 のとおりである。

また、出役人数は平成 24 年から 1 名対応が 70%を超え、休日取得から労働力補充の色合いが強まってきている（表 5）。

表 3. 稼働日数（延べ日数）の推移

単位：日

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
通常対応	5,304.0	5,980.0	6,240.0	6,760.0	+ 1,456.0
特別対応	1,428.0	1,438.0	1,652.0	1,271.0	△ 157.0
傷病対応	1,110.5	1,716.5	1,823.0	2,031.0	+ 920.5
青年対応	304.5	138.5	147.5	247.5	△ 57.0
合 計	8,147.0	9,273.0	9,862.5	10,309.5	+ 2,162.5

注) 特別対応：各 J A と結んでいる年間契約日数を超えて対応を行った日数。

青年対応：臨時ヘルパーが出役して対応した日数。

表 4. 利用日数の推移

単位：日/戸

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
年間利用日数	14.0	16.4	17.9	19.2	+ 5.2

表 5. 出役人数別の延べ出動日数（通常と特別対応での利用実態）単位：日

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
1 名対応	4,580.0	5,085.0	5,643.0	5,819.0	+ 1,239.0
比率	68.0%	68.5%	72.6%	72.5%	
2 名対応	2,088.5	2,257.5	2,164.5	2,174.0	+ 85.5
比率	31.0%	30.5%	27.4%	27.0%	
3 名対応	63.5	75.5	84.5	38.0	△ 25.5
比率	1.0%	1.0%	1.0%	0.5%	
合 計	6,732.0	7,418.0	7,892.0	8,031.0	+ 1,299.0

表 6. 利用階層別の推移

単位：％

年間利用日数	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
0.5～4.5 日	26.1	24.0	24.9	20.9	△ 5.2
5.0～9.5 日	15.9	16.7	13.6	17.1	+ 1.2
10.0～14.5 日	15.4	13.3	12.3	14.8	△ 0.6
15.0～19.5 日	11.0	9.1	6.7	8.3	△ 2.7
20.0～24.5 日	5.2	6.0	8.7	7.3	+ 2.1
25.0～29.5 日	4.7	4.4	5.9	4.3	△ 2.7
30.0～49.5 日	10.7	12.0	14.9	14.6	+ 3.9
50 日以上	11.0	14.6	13.1	12.8	+ 1.8
年間 15 日以上	42.6	46.1	49.3	47.3	+ 4.7

2) ヘルパー事業職員数

正職員：36 名 臨時ヘルパー：22 名。

ヘルパー職員数の推移は表 7 のとおりである。

表 7. ヘルパー職員数の推移

単位：人

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	4 年間の推移
期首人員	31	34	36	39	31
新規採用	4	3	3	4	14
中途採用	11	7	10	8	36
退職	12	8	10	12	42
期末人員	34	36	39	39	39
年間平均人員	35	38	39	42	

3) 人員配置状況

ヘルパー事業統括 3 名

中標津地区：10 名、上春別地区：8 名、計根別地区：8 名、標津地区：7 名

(2) 生乳検査事業

1) 事業の概要

生乳検査事業については、もともと生乳検査の検体集荷作業を行っていたが、酪農ヘルパー事業を経済的に補完するため、平成 9 年から各出資 J A と委託契約を結び、

抗生物質の残留検査、体細胞検査を行っている。

検査内容は、各 J A との契約内容により異なり、J A 中標津では各酪農家が持ち込む生乳の抗生物質の残留検査と体細胞数の検査を行い、その結果を各農家に F A X や電話で伝える作業を行っている。J A 道東あさひ上春別支所と J A 計根別では抗生物質検査について J A 中標津と同様に実施している。

また、J A 道東あさひ上春別支所と J A 計根別の酪農家の体細胞数測定については、別海町にある（公社）北海道酪農検定検査協会根室事業所で行い、(有)ファム・エイは検体の受付、受け渡し作業を行うとともに、抗生物質、体細胞数の検査結果を併せて各酪農家に通知している。

なお、これらの検査料は各 J A と年間契約を結び、年間契約額を 1 2 等分したものが毎月各 J A から支払われている。

2) 生乳検査事業職員数

嘱託：2 名、パート：8 名

3) 生乳検査事業の推移

表 8. 生乳検査事業実績の推移

単位：検体、千円

	H22 年	H23 年	H24 年	H25 年	22 年との差異
抗生物質検査	76, 269	87, 596	89, 555	93, 196	+16, 927
体細胞数検査	71, 389	74, 451	75, 190	74, 333	+ 2, 944
合 計	147, 658	162, 047	164, 745	167, 529	+19, 871
委託料金	15, 839	16, 832	16, 890	16, 811	+ 972

(3) 経営概況（総売上高）

酪農ヘルパー部門	208, 257 千円
牛乳検査部門	16, 811 千円
その他	1, 033 千円
営業外収益	31, 330 千円
計	257, 431 千円

(4) 酪農ヘルパー利用料金の設定方法

酪農ヘルパー事業の独立採算性を確保するという視点で、ヘルパー出役料金を定めており、ヘルパー 1 人 1 日出役経費 20, 000 円、年間出役日数 260 日という積算根拠で、1 人年間出役料は 520 万円と定め、各 J A と基本契約を行っている。その上で、各 J A と年間の委託契約人数を結んでおり、平成 25 年は 26 名、平成 26 年は 28 名の契約を結んでいる。したがって、基本契約料収入として、平成 25 年は 135, 200 千円、平成 26 年は 145, 600 千円が確約されることになる。

また、260 日を超える出役に対して 1 人 1 日 22, 500 円で契約している。ちなみに、ヘルパーの年間平均出役日数は 270 日程度である。一方、傷病時の利用料金は 21, 000 円となっている。

上記の価格は、(有)ファム・エイと各 J A との間でのヘルパー契約のための設定であり、酪農家が支払う利用料金は、別途、酪農家と各 J A ・利用組合で設定されること

になる。基本的には、各 J A ・利用組合は、(有)ファム・エイとの利用契約料金にそれぞれ別途に助成を行っており、その結果、酪農家が支払う利用料金は、16,000 円～18,000 円となっている。

また、利用料金とは別に、ヘルパー事業の事務経費負担金として、各 J A から、(有)ファム・エイに対し、年間 100 万円が支払われているが、(有)ファム・エイ側も各利用組合に対して利用日数 1 日当たり 500 円の割り戻しを行っている。

(5) 現状の課題

1) 酪農ヘルパー要員の確保

(有)ファム・エイの現在の最大の課題は、ヘルパー要員の確保である。

各 J A とはヘルパー出役人数の委託契約を行っており、少なくとも契約人数に近い要員を確保する必要があるが、一方で、(有)ファム・エイは地域における新規就農者の供給基地的機能が求められ、それを果たしている。

毎年 10 戸程度の酪農経営が減少する当地域において、新規就農者の獲得は喫緊の課題である。(有)ファム・エイでヘルパーとして勤務することで、酪農の基礎技術の習得と併せて、先輩酪農家の経営技術を学び、また地域での人間関係を構築することにより、優れた新規就農者の養成が実現できている。また、新規就農を希望する者にとっても最適の場といえる。

しかし、このことがヘルパーの入れ替わりを激しくする要因となり、毎年 10 人程度が退職しており、ヘルパーの平均勤続年数は 3.7 年となっている。そのため、常に、インターネット、ハローワーク、学校訪問等で要員募集をかけているという状態になっている。因みに、現在のヘルパー要員（33 名）の出身地域を見ると、地元出身者はわずか 3 名で、都府県の出身者が 18 名で、他が道内他地域出身となっている。

2) ヘルパー要員の技術向上

このようにヘルパー要員の入れ替わりが多いため、毎年 12～13 名のヘルパー要員を採用しているが、ヘルパー要員間に技術の差が生じており、新人ヘルパーの技術向上と併せて、ヘルパー要員全体の技術レベルの平準化が課題となっている。

3) 見なし残業制度の導入

ヘルパーの勤務時間は、朝 3.5 時間、夕 3.5 時間の 7 時間勤務が基本であるが、実際の現場では、基本の勤務時間を超えて、朝、夕とも 4 時間勤務や 4.5 時間勤務というケースが少なからず見られる。これらに対して、見なし残業制度を取り入れるなど、何らかの形でヘルパーに手当を支給することを検討している。

3. 今後の取組目標等

(1) ヘルパーの働きやすい環境作り

新規就農者を多数養成しているとはいえ、専任ヘルパーとして地域酪農を支えるベテランヘルパーを確保するためにも、ヘルパー要員の働きやすい環境作りは欠かせない。

働きやすい環境作りとして、現在、(有)ファム・エイが取り組んでいる優れた取組に、「農家ファイル」の整備がある。これはヘルパー利用農家 536 戸すべての農家の地図と経路、外観写真、施設・器機具の写真、施設の見取り図・作業具配置図、作業の流

れ等をファイリングし、新人ヘルパーや、緊急時になじみの少ないヘルパーが出役した場合でも対応出来るようにしているものである。

更に、働きやすい環境作りとして目指しているのが社会保障の充実である。特に、従業員住宅の確保はヘルパー要員の定着には欠かせないものと考えている。現状の中標津の住宅関連費用の相場は月額7～8万円になる（含む水光熱費）。現在、JA中標津から建物を借りてヘルパー寮（家賃月額2万3千円）を確保しているが、女性ヘルパーの増加等もあり、新たな従業員住宅の確保を検討しているところである。

（２）酪農担い手対策

道内の他地域では既に取り組まれているが、(有)ファム・エイが自ら離農農場を取得し、新規就農希望者のための研修農場として活用することにより、酪農担い手の確保に努めたい。

4. 注目すべき点

(有)ファム・エイの最も注目すべき点は、会社設立時の方針どおり、経営面で独立採算性が獲得されている点にある。

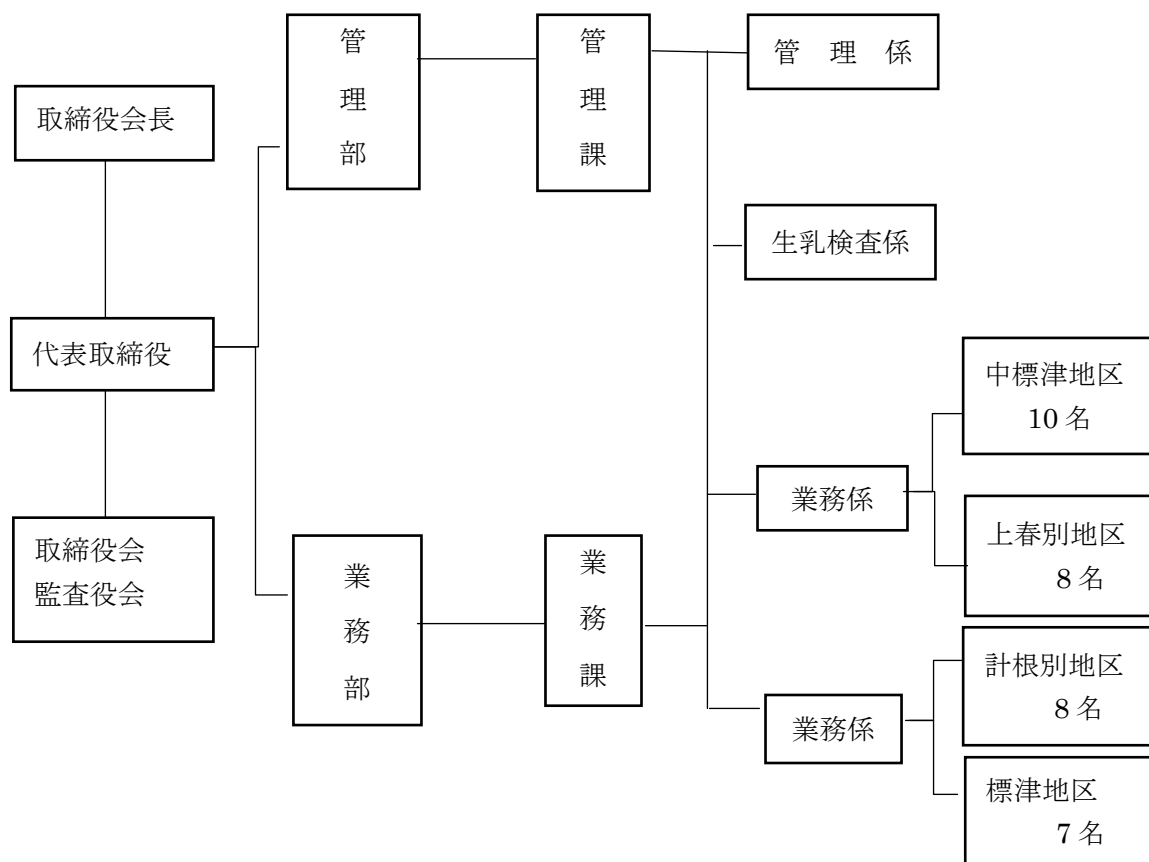
その要因は、

- ①JAが連携してヘルパー事業を事業化したこと
- ②その上で、請負業に長けた民間人に事業の運営を依頼し、経営感覚のある民間人の発想でヘルパー事業を実施していること
- ③さらに、各JAがヘルパー事業者＝(有)ファム・エイと、利用者＝酪農家の双方に支援を行っていること
- ④経営面を一層強化するため生乳検査事業に取り組んでいる点にある。

①については、酪農ヘルパー事業円滑化対策事業において、利用組合の合併統合による組織基盤の強化が求められたが、まさにそれを実証するところとなっている。

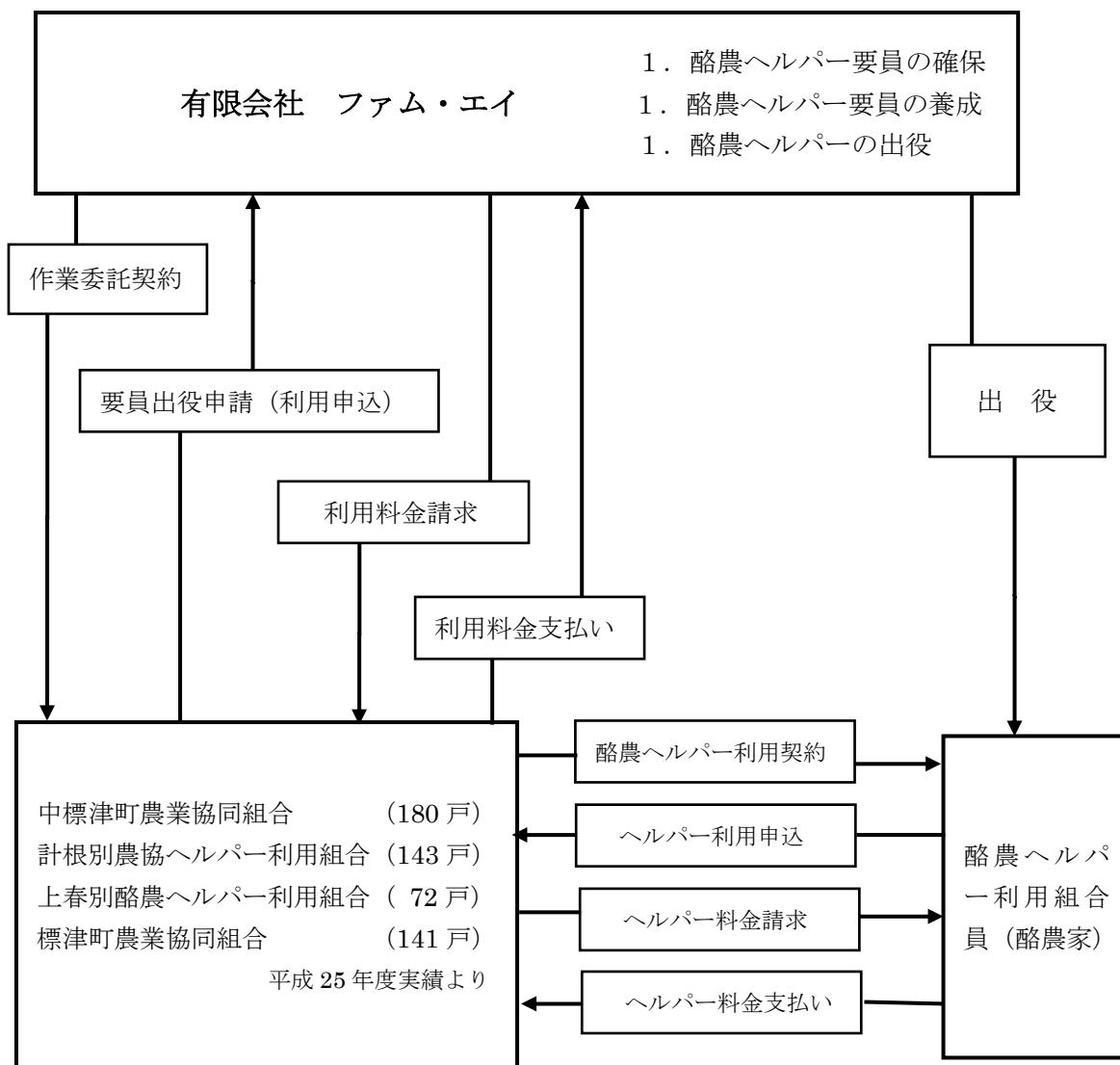
また、②については(有)ファム・エイとJAとのヘルパー出役契約（年間出役料と契約人数）で採算性を担保している点も、やはり民間の経営感覚が読み取れる。③では各JAがヘルパー事業の必要性を認識して事業を支えようとする強い意志が読み取れる。④でも、各JAと採算性が担保できる料金設定で生乳検査事業に取り組んでいる点も、やはり民間の経営感覚が読み取れる。これらの取組が、今後の酪農ヘルパー利用組合の経済的自立に向けた大きなヒントになると考える。

図ー1 (有)ファム・エイの機構図



左から(有)ファム・エイ臼井会長、廣木社長、釧持管理部長

図一 2 ヘルパー事業の仕組み



調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(一般社団法人 岡山県畜産協会 本松秀敏)

4-3-2 新たな取組みを始める場合にあたり（有ファム・エイの事例から）

搾乳や飼養管理作業等の通常作業以外の取組みとして酪農ヘルパー組織である有ファム・エイが、一部JAから受託していた生乳検査の検体集荷業務を拡大した。この取組は、経営体質の強化と地域JAの酪農業務補完のため、各出資JAと委託契約を結び、抗生物質残留検査と体細胞数検査の生乳検査業務を実施したものである。

1 必要な施設・機械等

- ・生乳検査（生乳保管・検査・洗浄作業・事務処理）する場所の確保
- ・生乳検査装置及び洗浄装置と生乳検査用薬品とその保管場所（棚）の確保
- ・検査のための参考備品

乳検査室備品及び消耗品リスト

区分	項 目	区分	項 目
備品	ソマスコープ装置一式	消耗	サンプル袋（青 赤 緑）
備品	パソコン及びプリンター（FM用）	消耗	シャーレー（培養用）
備品	ウォーターバス（加温用）	消耗	ペーパーディスク（培養用）
備品	ウォーターバス（殺菌用）	消耗	エチルアルコール（殺菌用）
備品	天秤（2100g d=10mg）	消耗	メチルアルコール（加熱用）
備品	スターラー（ヒーター付）	消耗	エチジウムブロマイド（試薬）
備品	蒸留水精製装置（蒸留 イオン水）	消耗	フタル酸水素カリウム（試薬）
備品	ヘーパーメーター（試薬調整用）	消耗	水酸化カリウム（試薬）
備品	マイクロピペット（サンプリング）	消耗	トリトンX100（試薬）
備品	器具乾燥棚（簡易乾燥器付）	消耗	アンモニア水（試薬）
備品	試薬納品棚（試薬類保管）	消耗	蒸留水及びイオン水（試薬用）
備品	ビーカー（試薬調整用）	消耗	マイクロピペット用チップ

区分	項 目	区分	項 目
備品	ピペット（試薬調整用）	消耗	ブラシ、たわし（器具洗浄）
備品	シリンダー（試薬調整用）	消耗	ナイロン手袋（洗浄、清掃）
備品	ホリ容器（試薬用共栓付）	消耗	タオル 雑巾（手拭き、台拭き）
備品	ポリ缶（サンプル入）	消耗	筆記道具（ペン マジック 定規）
備品	試験管（サンプル入）	消耗	電気
備品	ポリ缶用ラック（収納用）	消耗	ガス
備品	試験管用ラック（収納用）	消耗	水道
備品	冷蔵庫（試薬、サンプル保管用）	消耗	ガソリン
備品	恒温器（培養用）	消耗	灯油
備品	バット（アルミ、プラスチック製）	消耗	洗剤（アルカリ洗剤 器具洗剤）
備品	ピンセット（置台付）	消耗	モップ（水切りバケツ等）
備品	アルコールランプ（加熱用）	消耗	ボックスステッシュ
備品	ホリバケツ（受器 清掃）		
備品	瞬間湯沸器		
備品	黒板 チョーク等（記載用）	備品	文房具（ファイル 鋏 カッター）
備品	机 椅子 書類棚（作業台事務用）	備品	工具類（メンテナンス用）
備品	電話 ファックス	備品	簡易自動ポリ洗浄機
備品	灯油ストーブ		
備品	ロッカー（更衣用）		
備品	作業車（集乳用）		
備品	作業着（白衣等）		

2 需要喚起の方法

農協事業の一環として実施しているが、抗生物質残留検査や体細胞数検査の結果を各農家に電話やFAXで速やかに連絡することにより、スピーディな生乳品質管理や乳質改善につながり、利便性を高めている。

また、忙しい酪農家の依頼により、個体識別の登録申請を代行することもあり、酪農家と(有)ファム・エイとの距離を縮めている。

3 料金の設定方法

各農協の取組みが異なるため、それぞれの料金も異なっている。

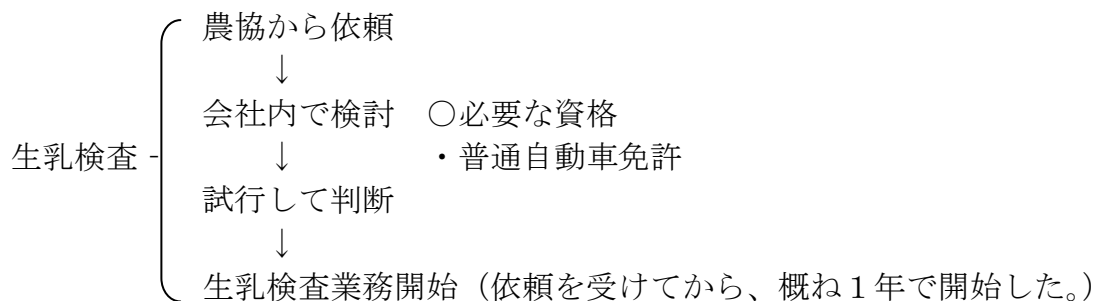
- (1) 抗生物質残留検査のみの受託しているJAでは、1検体100円
- (2) 抗生物質残留検査と個体識別の登録業務を受託しているJAは、管内一括料金で受託している。
- (3) 抗生物質残留検査と体細胞数検査を受託しているJAは、管内一括料金で受託している。

4 ヘルパー給与・代休への反映

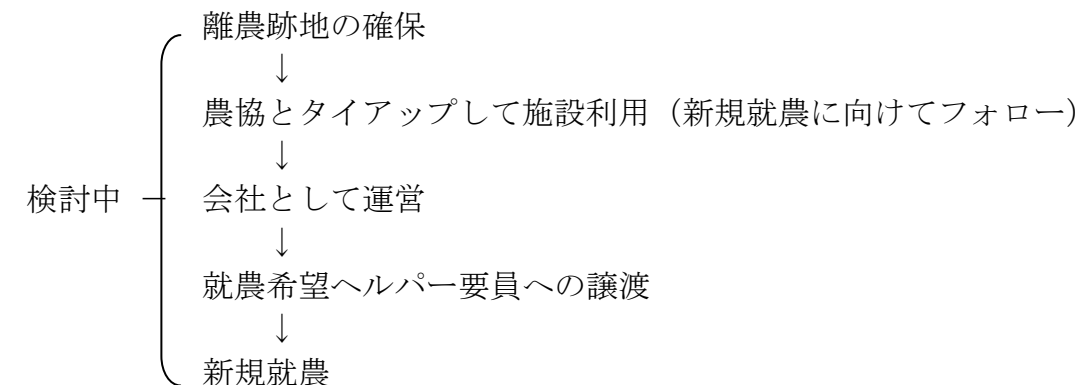
- ・検査員は、酪農ヘルパーと別の者。(酪農ヘルパーは未実施)
 - ・元日の生乳検査業務は休み。それ以外はシフトにて対応。
- 正社員は、月間8日の休日。検査のパートは月間15日程度の出勤。

5 フロー図

<生乳検査業務>



<搾乳等以外に取組みたい事業>



報告・提言

JRA 事業 「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(有限会社ファム・エイ 代表取締役 廣木 聖隆)

4-4-1 コントラクター事業を行っている酪農ヘルパー組織の取組事例

調査利用組合名 有限会社標茶営農サポートセンター
調査実施年月 平成26年8月26日、27日
住 所 北海道川上郡標茶町開運9丁目6番地
代表者氏名 代表取締役社長 塩山正博
設立年月日 平成15年12月18日（営業開始 平成16年4月1日）
設立時の資本金 900万円

1. 設立に至った経緯

（1）設立前史

平成3年に農協（JAしべちや）の下部組織としてヘルパー利用組合を設立し、ヘルパー事業を開始した。当初は、ヘルパー専任職員3名、補助ヘルパーとして、農協職員、農家の後継者数名をメンバーとして事業を行った。事務局は、農協職員（酪農課乳質改善係）が兼務した。

（2）設立の目的

酪農経営の規模拡大や酪農家の高齢化が進展する中、酪農家が搾乳に専念できる体制をつくり、また、酪農家の多様なニーズに対応して、酪農経営をサポートすることを目的として設立した。

加えて、酪農ヘルパー事業だけでは事業運営が賄えない中、新たな事業に取り組むことにより、組織の自立性を高め、安定的な雇用確保を実現するための組織作りを目指すことにした。

そうした観点から、農協の子会社として設立し、酪農ヘルパー事業を基本としつつ、コントラクター事業を取り入れ、会社組織としての形態でスタートした。

なお、コントラクター事業は、農協が平成10年より取組を開始しており、その事業を酪農ヘルパー利用組合が請け負う形で、先行的に事業展開をしていた。このコントラクター事業は、当初は農協からの委託を外部組織へ斡旋するという事務的処理であったが、平成18年から本格的に会社の事業活動として展開を始めた。

（3）事業目的（定款記載内容）

- ① 酪農ヘルパー事業
 - ② 畜産環境衛生に関する事業
 - ③ 酪農搾乳機器点検整備事業（現在は中止）
 - ④ 農作業の受託作業
 - ⑤ 牧草の管理保全及び飼料の調整と供給事業
 - ⑥ 子牛の哺育、育成事業（現在は中止）
- 全各号に付帯する一切の事業

（4）発行株式と資本金

- | | | | | |
|-------|--------|--------------|-----|-------|
| ① 設立時 | 1,800株 | （1株 5,000円） | 資本金 | 900万円 |
| ② 現在 | 1,556株 | （平成26年総会で減資） | 資本金 | 778万円 |

（５）当初のコントラクター事業

コントラクター事業の事務局はヘルパー事務局が担当し、平成８年から事業の構想を練り、補助事業を模索した。平成１０年に農協が構造改善事業（約１億円の補助事業）を活用し、自走ハーベスター３台、モアコン３台、ハイダンプワゴン３台を導入し、３セット体制でコントラクター事業を開始した。トラクターは農家から借り入れし、ダンプ、コンボ、ショベルは業者に再委託した。

その後、平成１２年に２セット増やし、計５セット体制での稼働となった。その際、トラクター、スラリータンカー、マニユアスプレッター、プラウ、ディスクハローローダー、モアコンをそれぞれ２セット、コーンアタッチ、スラリーポンプを調達した。この平成１２年から耕起作業、スラリー散布作業やコーンの収穫作業なども開始した。



左より長尾常務、高橋コントラ課長、塩山代表取締役社長



イタリア製のトラクターに３連モアコンディショナーをセット

２．現在の事業内容

（１）ヘルパー事業

（有）標茶町営農サポートセンターヘルパー事業規定では、一定の稼働率を確保するために利用を割り当てている。利用契約者はヘルパーを「定休型」と「一般型」の利用に大別した利用形態をとる。年間延べ日数で１,９６０日の稼働日数で、その約９０％が一般型の利用である。

利用料金は、ヘルパー２人派遣の場合は、基本料２２,０００円と車輛費２,０００円の計２４,０００円が搾乳牛３０頭までの基本料であり、３１頭以上になると１頭につき２５０円加算される。

なお、ヘルパー職員が新任の場合、３ヶ月間は農家から利用料金は取らない。２人出役の場合であっても、１人分の料金徴収に留める。仕事の習熟度を高めてもらう見習い期間を設定している。

出役の基本形態は「夕・朝」を1回とし、半日単位で計算される。早朝の作業開始時間は原則として5時以降であり、1日の稼働時間は8時間以内とし、それを超えた場合には、超過料金として1時間あたり1名2,000円を徴収する。

また、日中のオペレーター等の依頼があった場合については、車両費のほかに1時間1人あたり2,000円を徴収する。

これらの一連の事務手続きは、当営農サポートセンターを通して行う。労働時間については昼の作業等を含めて週40時間にはこだわらず、月単位の労働時間で調整している。

町内の酪農家の227戸（平成26年8月）が加入しているが、このうち67.6%の農家が利用し、残り32%は未利用である。ヘルパー出動の範囲は、近くは約3km、遠くは約50kmであり、全体の85%は片道15km以上と出動の範囲は広い。

ヘルパー職員の年齢は20歳から57歳までであり、平均年齢37歳で、勤務年数も長く、やめる人は少ない。

傷病時のヘルパー出動は一般的に長期になるため、2人派遣のうち1人は当社の専任ヘルパーが、もう1人は農協職員が対応する。北海道統一の傷病時互助制度に則り、不測の事態が生じても料金負担の軽減化がなされる。

（2）コントラクター事業

コントラクター事業では牧草の収穫作業が最も多い。作業面積としては1番草収穫が1,970ha、2番草収穫が834ha、この他にスラリー散布1,420ha、堆肥散布537ha、除草剤散布569ha、等が主なものである。言うまでもなく、牧草収穫作業は、良質な牧草確保のため、短期間での適期作業が必要となる。このため収穫作業は4班体制で対応している。4班中3班は業者への委託、1班が当サポートセンターの直営作業となる。なお、効率性の観点から、サポートセンターが作業を担当するのは、町内の遠隔地域を対象としている。

冬季にヘルパー業務についている職員8名のうち3名が夏季にコントラクター業務に携わる。

1番草収穫の順番決めは、農協が直接運営していた当時と同様に、全農家が集まり順番を決めていく。各作業班で面積を調整し、圃場間の移動を少なくしている。毎年同じ顔ぶれなので、調整が難航することはない。2番草は参加農家数、作業面積も減少するので、班ごとに業者が農家と直接決める。



スラリー散布用のタンク車（容量：15トン）



ドイツ製の自走式3連ハーベスター

(3) 事業収支

平成 25 年度の事業収支を概観すると、売上高がサポートセンター全体で約 1 億 9,805 万円 (内酪農ヘルパー関連部門が 5,120 万円、コントラクター部門が 1 億 4,676 万円)、事業経費が約 2 億 3,225 万円であり、営業損失が約 3,420 万円発生している。各種の助成金・補助金による営業外収益と当年度に生じたハーベスターの固定資産売却益等により、当期の純損失は約 140 万円に縮小している。

関係者によると、ヘルパー事業は単体でおよそ 300 万円～400 万円の赤字とみており、コントラクター部門の収益が事業活動全体を支える構図となっているとみている。

なお、当サポートセンターの加入農家は、年間 3 万円の利用契約料金を支払う。平成 25 年度の加入農家は 233 戸、699 万円が年間収益として計上された。農家からみればサポートセンター利用についての年 3 万円の安心料であり、サポートセンターからみれば、収益を下支えする役割を担っているといえよう。

(4) 職員体制

業務内容は、酪農ヘルパー部門とコントラクター部門の 2 本柱体制であり、酪農ヘルパー部門に 8 名、コントラクター部門に 3 名の職員を配置し、そして総務部門に 2 名の常勤 13 名の体制である。現業 11 名で一体的な運用がなされている。この他に臨時ヘルパーが 1 名 (登録者は 5 名) おり、必要に応じたサポートをする。

酪農ヘルパーの職員もコントラクター業務に従事するという、いわば多能工的要素が必要になる。このため、当所に入職後、大型特殊免許や各種作業免許 (ユンボ、ショベル等) の資格取得のため、取得費用の 50% の補助を行っている。

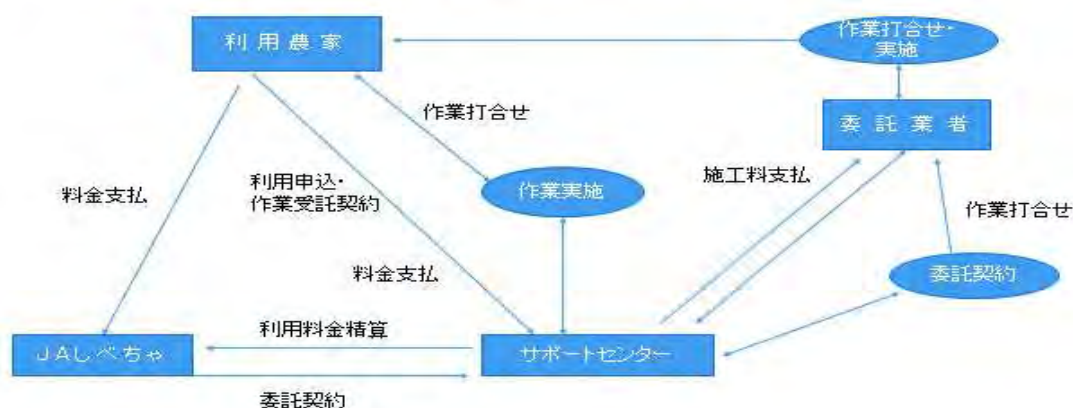
図-1 (有)標茶宮農サポートセンター組織図



図－2 ヘルパー事業の仕組み



図－3 コントラクター事業の仕組み



3. 現状の課題

（1）ヘルパー事業

町内の酪農家は、経営者の世代交代を迎える時期にさしかかっており、これまでヘルパー未利用の農家での利用の可能性も高まる。一方、規模拡大した農家では、雇用型の家族経営も増えつつあるが、雇用条件等を巡って問題が生ずることもあり、酪農家側の管理者・経営者としての自覚が必要との指摘もある。

地域としての酪農の展望とそれに対応したヘルパー利用や利用度をどのように展望するかが、活動計画に大きく影響する。現在のところ、ヘルパー人員の制約から、利用申し込みを断るケースが一部ある。また、ヘルパーは搾乳技術の習得等、いわば特殊技術を身につけなければならない。

そうした点を解消するためには、ヘルパー人材の安定的確保と技術習得面での対応が必要になる。ヘルパー人材募集については、現在、地元のハローワークで募集をかけていない。主に地元の高校等に依頼するなどロコミに頼っている。

後継者による補助ヘルパーの仕組みも、ヘルパー組織に柔軟性を持たせつつ後継者にとっての技術習得、経営管理手法の涵養などの効果が期待できる。難しいのは個別

経営の規模が大きくなったため、後継者が経営の即戦力であること、後継者がヘルパー業務に携わることで得られる何らかのインセンティブ（たとえば融資枠の拡大等）が付与出来ないものかとの意見もある。

ヘルパー業務については、30 歳代後半以降の農協営農部職員ならば一定の経験を有しているが、その年代よりも若い世代では、初任時研修の経験しかない。

当町でも傷病によるヘルパー利用が増えている。このことには農協も対応しているが、ヘルパーに出られる人材が少なく、特定の職員に負担が偏るため、長期の対応について苦慮している。今後、農協がヘルパー事業にどのような形で関与するのかにもよるが、農協職員がヘルパー業務に関わることで組織運営の柔軟性を保持する必要がある。

ところで町内には開業（自営）ヘルパーが5人程度活動している。当サポートセンターの元職員もいる。開業ヘルパーは顧客（酪農家）を固定化した事業展開である。酪農家からみれば、開業ヘルパーの搾乳技術等への安心感の醸成が結節点となり、開業ヘルパーと酪農家の固定的関係が形成されるといえよう。料金体系は当サポートセンターの設定価格がベースになっている。

当町における開業ヘルパーは、当サポートセンターとの競争的要素もあるが、市場での補完関係を構築している要素でもある。

（２）コントラクター事業

コントラクター事業に不可欠な作業機械はいずれも高額である。最初の調達時には、国等の補助事業を活用して自己負担額は軽減された。そのため、当初は比較的安い料金体系で運営がなされた。その後、機械の更新に際しては自己資金で賄わなければならない、料金設定に反映せざるを得ない。当サポートセンターでは二度目の更新を迎える時期に入り、機械の購入価格が高いことを課題として指摘している。機械の更新に際して何らかの助成を要望している。

酪農家はおよそ 70 ha～80 haの土地面積を保有し、そのうち 50 ha程の牧草収穫を当サポートセンターに委託している。今後、離農する酪農家が増えると、受託面積の減少に直結することになる。

表-1 有限会社標茶営農サポートセンターの経営課題と取組目標

部門	現状の課題	取組目標
共通	人材の確保 技術習得 経営の採算性	長期雇用による人材確保 2部門兼営による組織・事業の柔軟性確保 農協の事業活動との関係見直し・連携強化 酪農家との連携強化
ヘルパー部門	補助ヘルパーの充実 傷病時対応 開業ヘルパーとの関係	インセンティブ付与の可能性 農協のヘルパー事業に対する関係見直し・連携強化
コントラクター部門	高額な機械調達投資 受託面積の確保	機械更新費積み立て 委託業者との関係見直し・連携強化

4. 今後の取組目標

(1) ヘルパー事業とコントラクター事業の兼営による事業の柔軟性確保

既述のように、当サポートセンターは酪農ヘルパーとコントラクターの二本柱の事業運営という特徴がある。通年就労をベースとする酪農ヘルパーと、5月から11月に作業が集中するコントラクター事業への流動的な人材配置が出来る。

当サポートセンターでは、雇用者の長期雇用を前提としており、現実にもヘルパー職員の離職問題も少ない。その意味で、ヘルパー業務のスキル向上はもちろんのこと、コントラクター部門としての牧草収穫等に関わる技術習得も図りやすく、季節性を伴う労働の繁閑に応じた労働力配分を、サポートセンターが内部で自己完結的に調整することのメリットがある。複数部門を擁することによる組織の柔軟性が高まる。

ただし、コントラクター部門に関しては、委託業者との関係も考慮しなければならない。作業班4組中3組が委託業者であり、当サポートセンターのコントラクター部門に対する酪農家の評価は、事実上、委託業者の技能内容に大きく影響される。委託業者との緊密な連携による牧草の収穫調製技術のさらなる高度化・効率化が求められる。

(2) 作業量確保と採算性

当サポートセンターは、先述のように二部門の事業活動を行うところに特徴がある。ヘルパー事業が職員の通年就労の基盤を築き、コントラクター部門の繁忙期需要への就労対応がなされている。いずれの部門も基本的には酪農家のニーズに対応した事業量となるので、離農する酪農家が増えると、自ずと需要量が減退する可能性がある。当サポートセンターの設立目的からも当然のことではあるが、地域酪農の盛衰と運命共同体なのである。酪農家が当サポートセンターの事業をより選択するための条件整備を図る必要がある。

例えば1番草の収穫面積約1,970 haに対して、2番草は834 haと半減している。1番草サイレージ品質確保のため、大型機械で短期間の効率的作業がなされるコントラクター作業に依存すると思われる。2番草の収穫は、従来から自己保有する作業機などで対応しているものと推測される。酪農家の牧草収穫作業等への過剰投資を防止する役割を担うコントラクター事業として、作業面積のさらなる増加が期待される。

コントラクター部門は多額の機械導入費用を必要とするが、その更新費負担は重い。当サポートセンターでも平成25年度には減価償却費として約5,600万円を計上した。当年は自走式ハーベスター2台の調達など多額の償却費負担が生じた。定率法により初年度に調達額の30%を償却費として計上した。厳しい経営環境の中で、機械の更新に備えた対応である。機械に関わる費用としては、修理費も大きな経費を必要とする。当センターでは、平成25年度で2,500万円近い金額が修理費に充てられている。自走式ハーベスターや自走式モアコンなどの大型機械は、導入の3、4年目から急速に費用が増加する。

そうしたことを考慮しつつ、地域の酪農基盤強化の観点からも、組織の持続性を担保するためにも、今後とも採算性の視点が不可欠である。

(3) 人材確保と農協との関わり

当サポートセンターは、職員の長期雇用を前提とした就労環境に努めており、夏季間にはコントラクター部門を担う職員をも含めて長期就労を実現している。

職員の給与水準も、若い人は農協職員よりも少し高いという。今のところ人材確保の観点から、組織運営に支障を来すような問題は発生していない。今後とも長期的・安定的に人材確保が出来るための条件整備をさらに強化する必要がある。このことを通して従業員のスキル向上に自ずとつながる。

なお、人材活用という観点からは、農協の事業活動との関係見直しも必要と思われる。傷病時対応のヘルパー業務等で、一部農協職員の出役に見られるように、農協とすべて完全に分離することが出来ないものもあろう。逆に人材交流等を含めて、連携を強化すべき事項もあるように思う。

コントラクター部門では、3つの業者に委託しているが、委託であるだけに人材の確保やスキルの向上という点については、個々の業者の待遇や雇用姿勢如何で従業員の定着状況は変動する。業者の雇用環境についての情報は持ち合わせていないが、こうした点も含めて、厳しい酪農情勢のなか、当サポートセンターの果たす役割と受益酪農家の経営収支を念頭においた望ましい料金設定等についての議論を行うことが必要である。酪農家も単なる顧客ではなく、当営農サポートセンターが自分たちに不可欠なものとして認識し、真摯にあり方を考えていくことが何よりも大切であろう。

(有) 標茶営農サポートセンター コントラクター事業

1. 機械の所有状況(平成26年度)

機種名	台数	備考
自走ハーベスター	5台	1台は補助
自走モアコン	3台	
バタフライ(モアコン)	1台	
トラクター	10台	内、農協所有2台
タイヤショベル	1台	
スラリータンカー	5台	1台は補助
スラリーポンプ	2台	
マニアスプレッター	4台	
スプレイヤー(除草剤散布)	1台	
プラウ、ローラー、デスク	各2セット	
ブロキヤス他		

2. 作業面積(平成25年度)

作業種類	平成25年度実績	平成26年度計画
1番サイレージ	1,970.5ha	1,900.0ha
2番サイレージ	834.0ha	850.0ha
コーンサイレージ	182.5ha	230.0ha
スラリー散布	1,420.0ha	1,450.0ha
堆肥散布	536.5ha	500.0ha
堆肥切替・移動	650.0時間	550.0時間
除草剤散布	569.0ha	570.0ha
草地更新	111.5ha	80.0ha
自走モアコン刈り取り	94.0ha	100.0ha
肥料散布その他	56.0ha	40.0ha

1. 収穫作業は4班体制、3班は業者委託、1班はサポートセンター。
2. トラックダンプ、重機は業者委託。
3. 堆肥関係は業者委託(一部サポートセンター)。
4. スラリー、尿散布はサポートセンター(一部オペレーター委託)。
5. 草地更新関係はサポートセンター。

コントラ作業・機械別料金表

消費税別

平成26年度（単位：円）

作業名	作業機械名	基本料	稼働割合	時間割料金		ha換算	燃料代 負担区分
		面積当 (1ha)		オペレーター 料	機械借上料		
1 番 草 収 獲	自走式バーベスター	11,500	時間/2.5ha	4,000		13,100	利用者
	自走式モアコン	11,970	時間/4.0ha	4,000		12,970	
	ユンボ コンマ7		時間/2.5ha		7,500	3,000	
	タイヤショベル		時間/2.5ha		7,500	3,000	
	トラックダンプ 10t	基本3台	時間/2.5ha	1台 5,800	17,400	6,960	施工者
	合計	23,470		8,000	32,400	39,030	
2 番 草 収 獲	自走式バーベスター	11,500	時間/4.0ha	4,000		12,500	利用者
	自走式モアコン	11,900	時間/4.0ha	4,000		12,790	
	ユンボ コンマ7		時間/4.0ha		7,500	1,875	
	タイヤショベル		時間/4.0ha		7,500	1,875	
	トラックダンプ 10t	基本3台	時間/4.0ha	1台 5,800	17,400	4,350	施工者
	合計	23,400	時間/4.0ha	8,000	32,400	33,390	
コ ー ン 収 獲	自走式バーベスター	13,640	時間/1.2ha	4,000		16,980	利用者
	自走式モアコン	2,000	時間/1.2ha			2,000	
	ユンボ コンマ7		時間/1.2ha	バンカー以外	7,500	6,250	
	タイヤショベル		時間/1.2ha		7,500	6,250	
	トラックダンプ 10t	基本2台	時間/1.2ha	1台 5,800	11,600	9,670	施工者
	合計	15,640		4,000	26,600	41,150	
収獲作業 (主要作業 機以外)	自走式モアコン(平刈りのみ)	7,500	通常刈り:11,970円	4,000	平刈平均: 1番草:1時間/4.2ha 2番草:1時間/6.5ha		利用者
	(トラクター+テッピングワゴン)			3,500	4,860		
	(ユニック付トラック)				5,000	1回(オペレーター込料金)	施工者
堆肥散布	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	マニアスプレッター 12t	スカベンジャ		1台オペ付	7,750		
	移動費(ユンボ、タイヤショベル)	1回作業に付			15,000		施工者
堆肥移動	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	トラックダンプ 10t			1台オペ付	6,000		施工者
	移動費(ユンボ、タイヤショベル)	1回作業に付			15,000		
堆肥切替	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	移動費(ユンボ)	1回作業に付			15,000		施工者
石灰ケ キ散布	ユンボ コンマ7			1台オペ付	8,500		利用者
	マニアスプレッター 12t	スカベンジャ		1台オペ付	7,750		
ス ラ リ ー 散 布	スラリータンカー 14.6t	基本3台		1台オペ付	10,500		利用者
	スラリーポンプのみ		1台当り	オペのみ	3,500	トン 30円	
	スラリーポンプ+トラクター		1台当り	本機付	3,500	トン 60円	
	移動費(セルフ、トラクター)	1回作業に付 小			5,000		
	移動費(セルフ、トラクター)	1回作業に付 大			10,000		
除草剤散布	スプレイヤー+トラクター			3,500	10,000		利用者
肥料散布	ブロードキャスター			3,500	4,460		
追播機	オーバーシーダー			3,500	8,000		
土壌・堆肥破碎	エアウェイ・パスチャーバロー			3,500	5,000		
耕起作業		通常価格	セット価格 耕起作業一式 (セット価格)		農協取纏価格		利用者
	トラクター+ブラウ(アッパーローター)	37,800			31,700		
	トラクター+デスク(サブソイラー)	24,000			20,000		
	トラクター+ローラー	12,000			11,000		
	トラクター+播種機	11,500			9,400		

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員

(日本大学生物資源科学部 齋藤武至)

4-4-2 畜産支援組織の活動事例報告

1. 会社概要

- ・名 称：株式会社とうほろ Dairy Center
- ・所在地：北海道中標津町字当幌 1269 番地 1
- ・役 員：代表取締役社長 吉田正行氏
取締役副社長 竹村 聡氏 (総務部長兼務)
〃 〃 飯島哲夫氏 (圃場部長兼務)
- ・設 立：平成 22 年 10 月 22 日
- ・資本金：110 万円
- ・構成員：11 戸 現在 10 戸 (1 戸は育成農家へ転業)
- ・総面積：740ha (平成 26 年 8 月現在)
(内 訳) 採草地 460ha、コーン 170ha、更新地 110ha
- ・総頭数：搾乳牛 681 頭、育成牛 164 頭+外部 (平成 26 年 8 月現在)

2. 設立までの経過

- ・平成 21 年 4 月 : 設立検討会開始のべ 11 回開催
- ・平成 21 年 11 月 : 設立準備開始 役員会 11 回、全体会議 13 回
- ・平成 22 年 12 月 12 日 : 試験操業
- ・平成 22 年 12 月 15 日 : 落成式

3. 事業詳細

- ・事業内容：構成員の粗飼料畑を一元管理し、肥料散布・収穫・調整・草地更新・糞尿散布等一連の作業を行い、一方、自給飼料をベースに、配合飼料等を混合し、TMRを製造、構成員に配送・給餌している。
- ・事業名：国産粗飼料増産対策事業自給飼料増産事業（粗飼料生産組織経営高度化支援型）

- ・総事業費：5 億 2,510 万円

1) 主要施設 (2 分の 1 補助事業を利用)

- ・飼料タンク 1 式 7 t×12 本
- ・飼料調整庫 1 棟 8 間×23 間 (14.54m×41.81m)
- ・バンカーサイロ 20 基 59m×12m×2.7m
- ・機械格納庫 1 棟 8 間×17 間 (14.54m×30.91m)
- ・事務所 1 棟

2) 主要機械 (2 分の 1 補助事業を利用)

- ・タイヤショベル 2 台 WA270
- ・牽引式ミキサー 2 台 3195 T R
- ・定置式ミキサー 2 台 4142 S
- ・トラクター 1 台 X T X165 ミキシングと牽引用 (付属品無し)
- ・配送用トラック 1 台 (トラックは補助なし) 搭載用ミキサー
- ・配送用トラック 1 台 2 槽式 (トラックは補助なし)
- ・ベルトコンベア 2 台 F C 120-8602 Rk5060

- ・フォークリフト 1台 V025Y640

4. 運営体制

- ・総務部 : 経理事務 (会計事務所委託)・中長期計画・資金対応・委託計画
- ・TMR部 : 製造計画・配送計画・委託計画・牛群情報処理
- ・圃場部 : 施肥管理・収穫計画・草地更新計画・糞尿散布計画
- ・機械部 : 機械導入計画・整備・収穫計画・外部委託計画
- ・管理部 : 消毒槽管理・場内環境整備・貯蔵施設・TMR調整施設管理
平成 25 年 7 月より追加業務: サイロ排汁管理・野生動物対策・車両管理等
- ・業務委託 : (株)とうほろアグリサポート: 各種圃場管理作業・収穫・調整
(株)B & S サービス : TMR 製造・配送
(有)共栄土木 : 収穫オペレーター・収穫・播種

5. TMRの製造・配送

- ・飼料メニュー: 搾乳牛用A 1日 40t 製造
(飼料設計泌乳 35 kg/日 1頭平均 32 kg泌乳)
育成・乾乳牛用 1日 10t 製造 (夏毎日1回・冬2日1回)
1日の総製造量: 50 t
- ・飼料の配送: 9戸についてはミキサー車で配送し、1戸についてはダンプボックス車で配送。



TMR配送用ダンプボックス車

6. 会社概要まとめ

平成 22 年 10 月の設立前は、利用組合として 5 戸の酪農家で事業展開していたが、収穫作業は天気との戦いである事から収穫作業が遅れたり、出来なかったりすることが続いていた。そこで、中標津町内で先に事業に取り組んでいたのを参考にしながら、平成 21 年 4 月から 11 戸の農家で設立検討会に入り、平成 22 年 10 月 22 日に(株)とうほろ Dairy Center を設立し現在に至っている (資本金として 1 農家が 10 万円を出資)。

代表取締役社長に吉田正行氏、取締役副社長に竹村聡氏、飯島哲夫氏を選任し、総面積 750ha (平成 23 年 8 月現在) 採草地 480. 3ha、デントコーン 187. 5ha、更新地 63ha、放牧地 18. 1ha、搾乳牛 750 頭でスタートし、平成 26 年 8 月現在 10 戸で総面積 740ha、

搾乳牛 681 頭、育成牛 164 頭、他となっている。現在、構成員 11 戸のうち 1 農家が酪農から育成農家に転業している。

主要施設、機械等については、国の「国産粗飼料増産対策事業自給飼料増産事業粗飼料生産組織経営高度化支援型」（2 分の 1 補助）事業を利用し、総事業費 5 億 2,510 万円を活用している。

デントコーンは、5 月末～6 月上旬に植え付けし、9 月末～10 月に収穫しバンカーサイロに詰めています。チモシー・クローバーの混播牧草地では 1 番刈りを 6 月上旬に、2 番刈りを 8 月下旬頃に収穫してバンカーサイロに詰めている（牧草の植え付けは、春播きをすると雑草に負けるので 9 月上旬頃に行っている）

収穫作業は、(有)共栄土木に外部委託（オペレーター、タイヤショベル、ダンプカー等）しているが、業者は早朝 6 時より作業に入り、酪農家も搾乳が終わってから作業に入り、機動力の向上が図られ、短期間で作業を終わらせるように取り組んでいる。

訪問した日も、牧草の収穫作業の真っ最中でバンカーサイロ詰めが行われていた。



バンカーサイロ（59m×12m×2.7m）

ハーベスター 2 台、ダンプカー 10t 車 4 台、タイヤショベル 4 台を計 10 名で行っていた。1 基のバンカーサイロ（59m×12m×2.7m）を詰めるのに 1.5 日かかり、20 基全部詰めるのに 30 日はかかる。



圃場で刈り取った後、
大型のダンプカーで輸送。



ダンプカーがおろした後は 4 台の
ショベルカーでならして、鎮圧。

一方、TMR の製造・配達は、(株)B & S サービスへ委託しており、製造は 1 日 2 回で、1 回目は 4 時より製造し、農家の牛舎飼槽まで配送給与、2 回目は 13 時より製造し牛舎飼槽まで配送給与を行い 15 時終了となっている。

製造量は搾乳牛用 40t、育成・乾乳牛用 10t の 1 日 50t 製造しており、製造職員 2 名、配送職員 2 名の計 4 名で対応されている（育成・乾乳牛用飼料は、夏季 1 回製造、冬季は 2 日に 1 回製造）。9 戸の農家への配送については、ミキサー車で行い、1 戸の農家についてはダンプボックス車で、毎日朝夕 2 回行っている。

飼料設計は、牛群情報を参考にして 1 日 1 頭当たり泌乳量 35 kg を目指して設計されているが、搾乳牛平均 32 kg 搾っているとのことであった。

飼料は、センター用ベース飼料＋単味（ふすま、大豆粕、ビート、圧ペン麦など）＋チモシー・クローバーサイレージ＋デントコーンサイレージを配合して利用しているが、チモシー・クローバーのサイレージの 2 番刈りはたんぱくが高いと話されていた。

7. まとめ

牛群検定に構成員 10 戸全員が加入しており、そのデータを基に毎月、農業改良普及員 2 名、J A 相談課 1 名を交えて経営分析（農家毎）、飼料設計、仕事のスケジュール、会社経営管理などの検討会を行っており、問題点、課題をシッカリ把握して取り組まれていた。10 戸の内、4 戸については後継者も前述の検討会に参加し問題点、課題を親子で共有し、改善を図っていく事が重要だと感じた。

圃場管理作業・収穫・調整の業務委託している(株)とうほろアグリサポートについては、作業機械の修理代が年間 400 万～500 万円、ハーベスター点検料 1 台 80 万円掛かっているとのこと、一日の作業が終わったら自分達で手入れを行なっているとこのこと。機械を大事にして 1 年でも長く使用できるように手入れ、保管を徹底され、修理代・点検代の経費削減に努められていることが印象的で、今後も継続されることが重要である。

特に、牧草のサイロ詰めでは「ギ酸」を添加しているので、作業機械の保守を徹底し、ワックスがけやトラックのグリスアップ等も実施し、管理に対する意識の高さを感じた。

(株)とうほろ Dairy Center では、設立時「国産粗飼料増産対策事業自給飼料増産事業粗飼料生産組織経営高度化支援型」事業を利用し、総事業費 5 億 2,510 万円を借り入れており（5 年据え置き後償還）、また、J A より運転資金も借り入れている上に、今年度新たに「育成預託センター」450 頭規模牛舎建設も予定していることから、借入金が大きく膨らみ、これからの返済が大きな負担となるとのことであった。返済のためには自己資本の充実が最優先課題であり、資本金が 110 万円と少ないことや、農家へ供給する TMR の単価を値上げすることは酪農家の経営圧迫につながるため、現実的には非常に厳しい実態となっているとのこと。

「育成預託センター」については、酪農を止めた農家を管理者として、450 頭規模の牛舎建設を予定しており、今年 10 月着工、27 年 9 月完成を目指しているとのこと。農家の子牛を生後 3 日目より受け入れ、授精を行い妊娠鑑定が済んでから農家へ返すことになっている。

預託料については、現在周辺の古い牛舎で行っている牧場で 500 円位なので、当牧場では 550 円～600 円を考えているとの事。将来的に「育成預託センター」にて構成員の子牛預託を優先しながら、地域外からの預託頭数を増やす事により、収入を増やし経営の安定を図ることが必要であると思われる。

育成センターの稼働開始により、TMR センターの製造量の増加、稼働率の向上も

期待されるので、経営にも貢献出来るものと信じている。

終わりに今回3箇所を視察したが、基本的に作業の外部委託化（酪農家にできるだけ機械を持たせない）により、生産コスト削減、労働力の軽減、後継者確保、新規就農者対策を行いながら、一方では委託組織の経営安定を図ることが重要と考えられる。視察先の代表の方々も、機械の導入・更新時に多額の資金が必要になるため、早急に国の補助事業の確立をして頂きたいと話されていた。

今後の課題として、委託組織の機械更新時の負担軽減（国補助事業）、委託組織の経営安定（人件費、機械燃料代や作業機械の修理代高騰への対応、酪農家廃業による組合員の減少等課題が山積）に加え、作業機械オペレーターの確保及び免許取得も大きな課題となっている。

酪農基盤の維持、拡大に対する国の対策の確立、酪農を支援する各組織が自立に向けるのように取り組んでいくか、例えば、ヘルパー利用組合同士の合併による広域化、酪農ヘルパー利用組合と肉用牛ヘルパー利用組合等の統合による効率化、ヘルパー利用組合とコントラクター利用組合、牛群検定組合との統廃合などが必要と考えられる。

調査報告

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員

（鹿児島県酪農業協同組合 塩崎久博）

第5章 総括検討－酪農ヘルパー事業の職域拡大と今後の展開方向－

5-1 酪農ヘルパー事業と関連支援組織の連携について

－いくつかのケースを踏まえて－

わが国酪農を取り巻く環境は極めて厳しい情勢にある。生産資材高による収益の大幅な悪化、T P P問題等による生産環境の先行き不透明感、後継者難等を背景にした酪農家戸数の急速な減少は、まさに酪農生産基盤を揺るがす状況にある。

このような状況下だからこそ、各種の酪農支援組織の役割が改めて重視される。酪農経営の大規模化は今後とも一定程度進むものと予想されるが、それでも日本酪農の持続的発展のためには全国に展開する家族経営型の酪農経営が多数存続する必要がある。この家族経営型の経営展開のなかで外部化の要請が高まるものとして、酪農ヘルパー組織はもちろんのこと、粗飼料生産に関わるコントラクター、飼料調製にかかわるTMRセンター、糞尿処理に関わる堆肥センターなどの果たす役割が大きくなる。

以下では、いくつかの調査事例をもとにヘルパー組織と関連支援組織の連携について整理したい。

1. ヘルパー組織間の連携

経営組織の組織力強化のためには、「事業拡大」と「経営・事業効率化」が要請される。「デリーサポートかごしま」は、組織統合による地域的拡大をベースに効率的な事業運営を目指した。「延岡市畜産ヘルパー利用組合」は酪農経営と肉用牛経営の2つの業態をカバーし、事業量を確保している。ヘルパー事業の業種内連携あるいは業種間連携によって、地域の畜産農家の要請に応えつつ、効率的な事務局体制によって間接コストの低減を図る意図も込められている。

2. ヘルパー組織とコントラクター事業の連携

「(有)標茶営農サポートセンター」は、ヘルパー事業とコントラクター事業を兼営する事業体である。当事例のような両事業を1つの組織で担っているところは少ないと思われる。

一般的には、ヘルパー組織もコントラクター組織もそれぞれ専門性が高く別々に組織化されるケースが多いと思われるが、標茶町では、ヘルパー事業を農協の下部組織として先行展開しており、その後、農協が取り組んだコントラクター事業をヘルパー利用組合が請け負う形で展開した。その後、両事業を農協の子会社として、酪農ヘルパー事業と、コントラクター事業の2本柱として、有限会社の形態でスタートしたという経過がある。事業の対象地域が農協管内ということ、そして両者の実質的な経営管理機能が農協だという、いわば共通の土俵がこの2本柱体制を形成したといえる。

(1) 連携に際して要請されるもの（留意事項）

①技術的要請

[ヘルパー要員に要請されるもの]

搾乳関連作業が主体で、搾乳技術等の特殊技術を習得する必要がある。

[コントラクター要員に要請されるもの]

大型機械や特殊車両等を操作するため、大型特殊免許や各種の作業免許（ユンボ、ショベル等）の資格取得が要請される。

資格取得にかかわる費用補助も経営体・組織体には必要とされる。機械操作や飼料生産に必要な知識を習得するなどの修養が必要であり、一人前のオペレーターになるためには2～3年を要する。

「(有)標茶営農サポートセンター」では、ヘルパー職員の一部がコントラクター業務にも就くという多能工・複数職能を担うことが求められている。このケースでは発足時の経緯や、コントラクターの実行作業組織単位が民間の下請会社3グループと、農協の1グループに分けられているため、実質的には農協の1作業単位内でのヘルパー人材とコントラクター人材に兼営がとどまっていることが技術的要素の違いに起因する問題の発生を抑制している点もあると思われる。

北海道の酪農地帯でみられる、コントラクターによる牧草の収穫・調製作業は、たとえば良質な牧草サイレージを酪農家のバンカーサイロに貯蔵する場合、牧草踏み込み作業のスピード（しっかりとした踏圧・鎮圧）に合わせたダンプトラックの配車を行い、サイレージ生産の作業効率と品質向上の同時実現を図る必要がある。

②組織的要請

コントラクターによる牧草の収穫・調製作業に代表されるように、作業を単独で行うことは少なく、チームを組んで作業に当たることになる。一つのチームでも、ヘルパー組織の二人一組体制よりも多くの人数を必要とする。その意味ではコントラクターは組織の最小単位が大きくなるといえよう。このことからオペレーターには、作業の流れが円滑にいくようなチームプレーが求められる。こうした点にも留意する必要がある。

③資金的要請

コントラクター組織は、一連の大型の作業機をそろえる必要があり、多額の資金を必要とする。また、機械の更新時に向けた償却負担も大きい。このため多くの酪農地帯で飼料生産労働に時間のない酪農家が増える中、その問題をコントラクターに委ねたところから順次形成されてきたといえる。このため設立形態も地域の実情を反映して多様であるが、概ね、農協組織、第三セクター、民間会社、農家グループであろう。

ヘルパー事業との連携を検討する場合、それぞれの地域で活動している既存のコントラクター組織との有機的連携を模索することが重要である。

④作業体系的要請

先の①技術的要請、②組織的要請、③資金的要請とも密接に関係するが、作業体系の問題も検討しなければならない。北海道の場合、牧草の収穫・調製作業体系がサイロサイレージなのか、ラッピングマシンによるラップサイレージ体系なのかによって、保有すべき収穫・調製機械が大きく異なる。両者併存では機械への二重投資問題が生ずることになる。

都府県の場合も同様である。地域酪農の土地利用方式並びに酪農家の期待する適期

作業への適応力がコントラクターの展開力・あり方を決定するといえよう。

（２）農協のマネジメント力と人材確保

「(有)標茶営農サポートセンター」では、コントラクターの作業組織の3/4は下請会社への委託である。農協直営組織と比べて、従業員の流動性が高いと推測される。オペレーター確保の観点からも、長期・安定的な就労が実現できるような体制作りが求められる。オペレーター育成・定着のための仕組み作りとそれへの支援が必要である。

組織のマネージャーを育成することも重要である。現在のところ「(有)標茶営農サポートセンター」では、農協組織と緊密な連携のもとに運営がなされている。しかし時間の経過とともに、こうした要素は減退しやすい。地域の酪農現場に精通し、酪農家のニーズは何か、そして地域酪農の将来のためにどのような仕組みが必要なのかを的確に把握しつつ、事業内容の点検・再編、新規事業の可能性等について積極的にアプローチするような人材の育成が望まれる。農協にはこうしたマネジメント力の担い手養成の役割も求められる。

3. ヘルパー組織と他組織との連携

①ヘルパー組織と他組織との親和性

ヘルパー事業の作業特性等からみて、親和性の高い代表的な事業活動は牛群検定業務である。すでに一部のヘルパー組織では業務に取り込んでおり、ヘルパー組織の事業拡大として最も取り組みやすい業務である。

堆肥センターなども操業形態にもよるが、親和性を高めることが可能な業務と思われる。

ヘルパー組織とコントラクター組織との親和性は中位的ではなかろうか。ヘルパー組織が朝夕の搾乳・飼養管理であり、コントラクター組織は主として日中の圃場作業であるので、数日間と言うようなごく短期間の単位での並立は可能であるが、日常的な個人への業務負担としては無理が生ずることになる。「(有)標茶営農サポートセンター」のように、あくまでも組織全体としての対応に限定される。

逆にコントラクター組織との連携という観点からみれば、かなり一般化しているTMRセンターとの連携はその経済効果、波及効果が大いに期待できる。

酪農家にとっても土地利用、飼料給与等の飼養管理・経営管理全体について関わる内容なので、こうした事業活動を通じた経営改善の期待は大きい。

ヘルパー職員の職域拡大も、このようにコントラクター組織やTMRセンターと単独の連携だけではなく、複数の事業組織間の連携のなかに活動の領域を拡張していくことも考えられる。組織の重層的連携により、ヘルパー職員やコントラクター職員、TMRセンター職員達が、酪農家へのアドバイザー機能・コンサルタント機能の担い手の役割を果たすことも期待できる。そうした仕組み作りも事業統合等を検討する際の課題になろう。

提言

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員

(日本大学生物資源科学部 齋藤武至)

5-2 酪農ヘルパー利用組合の今後の在り方について

－調査事例を参考にして経済的自立の道を探る－

1. はじめに

平成3年度～4年度に全国で国と地元がそれぞれ同額負担して基金を造成し、その果実を活用してスタートした酪農ヘルパー事業円滑化対策事業は、当初は酪農ヘルパー事業の普及が目的であった。しかし、全国的に組織化された後の平成16年度から10年間は基金取崩事業となり、事業の目的も、酪農ヘルパー利用組合の体制強化と経済的自立が目的となった。

この間、1県1利用組合となった所が13カ所、また複数の利用組合が統合した所も増加して体制強化が図られてきたが、経済的自立に関しては、国の補助金に加え農協等の補助金で収支を合わせているのが実情である。

しかし成牛100頭未満の家族労働を主体とした経営が酪農経営全体の90%を占めるわが国の酪農経営において、家族労働力を補完するヘルパー事業の必要性は言うまでもなく、酪農ヘルパー事業を今後いかに継続させていくかが重要な課題である。

酪農ヘルパー事業の継続のための望ましい条件は、①利用組合にとっては利用料金でヘルパーの人件費並びに派遣経費が賄えることが条件であり、②そこで働くヘルパー職員にとっては一生の仕事とし得る評価と報酬が得られることであり、③酪農家にとっては支払可能な利用料金で、その料金に見合った質の作業が提供されることである。

しかしこれらの条件は互いに相反しており、それぞれの条件をある程度満足 of いく水準で満たすためには、どのような取組が必要なのかを考える必要がある。

今回、酪農経営支援組織活動拡大推進事業で全国6カ所の酪農ヘルパー組織を調査する機会を得られたが、その中に今後のヘルパー事業の在り方についてヒントがあったので整理してみたい。

2. 利用組合の体制強化

① 組織統合による傷病互助組織の設立

現在、酪農家の経営中止の動きが止まらない状況下で、酪農ヘルパー事業を今後も維持・継続させるための喫緊の課題は、利用組合管内の酪農家の減少を少しでも食い止め、維持・継続させることである。

酪農経営中止の大きな要因の一つに、経営主の高齢化に伴う傷病発生と、それが引き金となった廃業がある。一つの利用組合管内で複数の傷病利用が発生した場合、専任ヘルパーが数人規模の利用組合では対応は不可能であり、その結果、傷病が引き金となった経営中止の発生とヘルパー利用組合の存続の危機という負のスパイラルが発生する。

負のスパイラルから抜け出すためには、利用組合を統合して傷病互助組織を設立できる体制を構築することである。

今回調査した佐賀県酪農ヘルパー利用組合は、平成17年、県内3利用組合が合併したことにより、平成25年に傷病互助組織が設立されている。

② 組織統合による負担軽減

組織統合のもう一つのメリットは、ひとつの農協がヘルパー利用組合を単独で運営する場合と比較して経済負担を減らせるというものである。

北海道の(有)ファム・エイの例で見ると、J A中標津、J A計根別、J A上春別、J A標津の4農協がそれぞれ実施していたヘルパー事業を統合して、(有)ファム・エイに事業を任せている。

この地区は、元々各農協単位でヘルパー事業を展開していたが、組織的に弱小であり、酪農家の減少とともに事業の先行きが見通せず、農協の経済的負担も増加しつつあった。

そこで、ヘルパー利用組合の組織強化と各農協の経済的負担の減少を目指し、各農協が連携してヘルパー事業を事業化したもので、統合の結果、ヘルパー事業は黒字化され、各農協の経済的負担も管理運営部門の負担を4農協に分散することにより軽減されている。

3. ヘルパー要員の身分保障と農協の事業化

既に述べたが、酪農家にとって理想的な利用料金は、当該経営の酪農収益から見て支払可能で、質の高い作業が提供され、支払った料金に対して満足感が得られるものである。

そのためには、技術レベルの高いヘルパー要員の確保が求められるが、そのためにはヘルパー要員に対する身分保障、待遇面の改善が必要である。

ヘルパー要員の身分保障を考えたとき、農協の職員もしくは農協の子会社の職員として身分を保証するという手法が採られている。

その際農協は、酪農ヘルパー事業を農協自らが実施する酪農・農業経営に対する支援事業のなかの一事業として行うことが望ましい。そうすることで酪農ヘルパー事業の管理費の軽減につながり、人的にもヘルパー要員が一時的に不足を来した際、若手の農協職員を酪農ヘルパーとして組合員に派遣することで、若手職員の研修とともに組合員とのコミュニケーションづくりにも貢献することとなる。

今回調査した延岡市畜産ヘルパー利用組合では、専任ヘルパー要員の所得の補償を図るため、ヘルパー事業を農協の子会社である「(株) J A延岡地域農業振興支援センター」の事業として業務を移行する事を検討していた。この支援センターは、水稻や野菜の育苗、耕運や堆肥散布等多岐にわたる事業を行っているが、畜産ヘルパー事業も支援センターの事業と位置づけ、支援センターから畜産農家へヘルパーを派遣する計画で、将来的には農協の職員がヘルパー業務を行くとも計画していた。

4. もう一つの運営形態－民間業者による事業展開

前述の(有)ファム・エイの場合、ヘルパー事業は酪農家に対する請負業という観点から、請負業務に長けた民間人に事業を依頼することで、民間人の発想による独立採算性の確保を目指したものである。(有)ファム・エイの経営者は、ヘルパー事業の採算可能な利用料金と出役日数を計算し、共同出資者である各農協に要請して出役日数を確保することで黒字化を実現している。さらに各農協は、ヘルパー事業者＝(有)ファム・エイと、利用者＝酪農家の双方に対し、経済的支援＝利用料に対する補助を行うことで事業を支えている。但し、このような取組は他に事例が無く、なぜ後続がないのか検証は必要であるが、今後のヘルパー事業の在り方を示している。

5. 酪農ヘルパーの稼働率の向上

酪農ヘルパーの稼働率を高めることは、酪農ヘルパー利用組合の収益を改善させる上では欠かせない。しかし昨今の酪農経営の収益性の悪化により、ヘルパーの稼働率が低下している。ヘルパーの稼働率の低下は、出役に対する歩合給制を敷いているような利用組合のヘルパー要員にとっては、給与の減につながり、転職にもつながりかねない。

そこで稼働率を上げるため、今回調査した糸島、佐賀、鹿児島、延岡のように、肉用牛に対する出役のほか、鹿児島は牛群検定にもヘルパー要員を派遣し、将来的にはコントラクター事業も視野に入れている。佐賀でもTMRセンターの設立とそこでの作業員としてヘルパーを派遣する構想がある。

このように業務の多角化が模索されているが、その中で見落としてはならない課題がある。それは多角化した業務で得られる収入が、酪農ヘルパー出役で得られる収入より低ければ、稼働率が上がっても組合としてのメリットは低いということである。

6. まとめ

以上のことから、今後のヘルパー利用組合の在り方をまとめてみる。

まず組織基盤強化については、北海道と都府県で、利用組合管内の酪農経営の戸数の違いから、手法が違ってくるのではないだろうか。また、都府県においては、酪農専門農協管内の利用組合と総合農協管内の利用組合とで、同様の理由で在り方が違ってくると考える。

都府県の酪農専門農協管内の利用組合は、1県1利用組合への統合が比較的容易に行える可能性が高い。一方、北海道と内地の総合農協管内の利用組合は、複数農協の連携による方向性が現実的な手法ではないだろうか。但し、すでに1県1農協に統合されている場合は、1県1利用組合は可能である。

このことにより、傷病互助組織設立可能な組織基盤を作り、その上で、ヘルパー事業を農協またはその子会社の事業部門のひとつとして位置づけることで、さらなる組織基盤の強化と併せて、ヘルパーの身分保障、多様な酪農家からのニーズに対応する体制を構築することである。その場合、事業の独立採算性を確保するため、損益分岐点分析等の手法を用いることにより、分岐点の利用日数、利用料金、ヘルパー稼働日数等の把握を怠ってはならない。また多角化する業務に関しても、多角化した業務で得られる収入と酪農ヘルパー出役で得られる収入との比較検討も必要である。

但し、課題としてヘルパー要員の数的確保と、酪農家が求めるヘルパー要員の質的水準の確保が上げられる。農協職員をヘルパーとして活用する場合はあくまでも臨時的対応に留まるであろう。一方、技術レベルの高い専任ヘルパーの一定数の確保は人件費の増加を伴う。

今後、利用組合は、経済的自立に向けて取組可能な努力しなければならないが、課題解決のためにも、(有)ファム・エイの例でも見たように、外部からの一定の経済的支援は必須であると考ええる。

提言

JRA 事業「酪農経営支援組織活動拡大推進事業」推進委員
(一般社団法人 岡山県畜産会 本松秀敏)

本マニュアルは、酪農経営支援組織活動拡大推進事業推進委員会の監修（執筆を含む）により作成されました。

【推進委員会名簿】

（敬称略、あいうえお順）

小林 信一 日本大学生物資源科学部動物資源学科 教授

齋藤 武至 日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科 専任講師

塩崎 久博 鹿児島県酪農業協同組合 元参事

廣木 聖隆 有限会社 ファム・エイ 代表取締役

本松 秀敏 一般社団法人 岡山県畜産協会 総務部長

酪農ヘルパー利用組合新規取組マニュアル
～新たな業務に取り組むために～
(平成 27 年度酪農経営支援組織活動推進拡大事業)
平成 28 年 3 月発行

発行：一般社団法人 酪農ヘルパー全国協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田 2 丁目 5 番 3 号（児谷ビル）
TEL 03-5577-5135 FAX 03-5577-5136
メールアドレス：info@d-helper.lin.gr.jp
ホームページ：http://d-helper.lin.gr.jp